

大阪商業大学学術情報リポジトリ

「通商司為換会社一件」

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2022-06-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 治司, IKEDA, Haruji メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1252

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



〔史料紹介〕「通商司為換会社一件」

池田 治 司

〔釈文〕

（表紙）

(朱印)	(中村)	(朱印)	(中村)
從明治式巳 ^(マ) 巳 ^(マ) 年八月	通商司為換会社一件	至同四辛未年十二月	

右通商司為換会社并

御貸附方頭取並申付

苗字帶刀差免候事

巳八月 會計官

右之通御達御出役山口大丞殿御演説ニ而規則万端山中善右衛門始メ総頭取中江申付置候条、中の寫元商法会所へ罷越可相心得事

依而即刻同所江罷越候処、惣頭取衆引取後^(マ)ニ付一統引取候事

惣頭取

社中

山中善右衛門

廣岡久右衛門

長田作兵衛

殿村平右衛門

巳八月三日

於御載判所被仰渡之写

錢屋佐兵衛

石崎喜兵衛	道修町四丁目	加賀屋	池田四郎兵衛
中原庄兵衛	木挽中の町	松屋	下村清兵衛
ノ	南久太郎町四丁目	錫屋	杵村庄太郎
頭取並	内両替町	布屋	小西八右衛門
千草屋	長堀茂左衛門町	蒲鳶屋	見市治郎吉
平野屋	塩町四丁目	菱屋	福田吉兵衛
辰巳屋	長堀富田屋町	熊野屋	門田三郎兵衛
和田久右衛門	平野老丁目	日野屋	木村作五郎
井上市兵衛	尼崎町老丁目	袴屋	原 嘉助
淺田市兵衛	内平野町	伏見屋	菅井三十郎
長田作五郎	長堀心齋橋	伊丹屋	莊保勝藏
樋口重郎兵衛	平野町式丁目	大黒屋	榎本六之助
木原忠三郎	塩町三丁目	小橋屋	平井四郎右衛門
逸身佐兵衛	本町四丁目	扇屋	上田利兵衛〔依願退社ス〕
清海安五郎	天満堀川町	桜井屋	渋谷正三郎
大眉五兵衛	渡邊町	河内屋	山本亦三郎
山 中善五郎	北久太郎町老丁目	錢屋	高松張左衛門
津田休兵衛	鰻谷式丁目	大和屋	村田亦兵衛
山片平右衛門	伏見町	百足屋	芝川又兵衛
藪 清右衛門	内平野町	西村屋	西村七郎兵衛
草間伊兵衛	唐物町三丁目	布屋	山口吉郎兵衛
由良七兵衛	北堀江四丁目	加賀屋	山田甚兵衛
辻 忠右衛門			
洪賀屋			
本鞆町			
玉水町			
船町			
安土町老丁目			
石灰町			
堂寫三丁目			
今橋老丁目			
今橋式丁目			
立売堀四丁目			
梶木町			
今橋老丁目			
尼崎町老丁目			
備後町四丁目			
鴻池屋			
丹波屋			
千草屋			
平野屋			
鴻池屋			
加鳶屋			
加鳶屋			
錢屋			
錢屋			
豐嶋屋			
天王寺屋			
鴻池屋			
近江屋			
橋屋			
天王寺屋			
鴻池屋			
丹波屋			
洪賀屋			

巳八月四日

元商法会所総頭取詰所江罷出通商司御規則承り度趣申出候処、代人之一者ニテ者事実難申、本人直々出勤可致旨沙汰ニ被及候事

同日廻章

会計官通商局從

山口五位殿御直談之儀有之間、明五日五ツ時当局江御出可有之事

但本人不快之方者重立候名代可被出候事

鴻市 辰久 加寫重 内 丹七 松清

蒲次郎 菱吉 熊三郎 扇利 錢張ノ十一軒

巳八月五日

於通商局山口五位殿ハ規則御申渡之趣書取左ニ

今般御国内一般弁利融通之ため通商局ヲ被立置御貸附大元取立貸借之儀者当局に限り可申事

是迄通り銘々相對を以貸借ヲいたし、自然混雜之義致出来候而茂御上ニおゐて一切御取用無之、当局ハ御貸附之儀ハ仮金大名武家ニ至迄返濟方不行届之節者、上より兵を以国ヲ取局江相渡可申、万一官ニおゐて入用有之、局ハ借請候節者、右同様知縣地上り高を以引去相渡可申事

一通商局貸附元金として何拾万兩与通商司江渡し被置候事

一通商司身元金之儀者銘々分限ニ応じ差出、壹ヶ年壹割之利足請取可

申、其上局殖分之内三ツ割一ト分ヲ積立、猶亦一ト分は局入用、残

り一ト分ハ身元金差出し候金高二応じ公平ニ割渡可申事

一通商局江差加江金之儀者一ヶ年壹割之割合を以利足勘定、年兩度ニ相渡可申事

但右預ケ金入用之節者預り手形引換相渡可申事

一 押借之儀者引当証拠物差出し請人兩人相立押借可致事

一 引当品無之押借いたし候者ハ商社中組合（連立）印を以貸渡可申事

一 御貸附利足儀者壹ヶ年壹割五歩之割合を以月々相納可申事

一 新貨幣御製造ニ相成候ハ、引換取扱之儀ハ当局ニおゐて取扱可申事

一 御貸附願出之者ハ手□ニ不及可申出事

一通商司組合之儀者十人宛組合ヲ相立自番ヲ定メ壹ヶ月持切ニいたし可申事

但非番之組者十人之内ハ式人宛順ヲ立置横濱出張所并当局を見

廻り可申事

一月番ニ相当り金銀取扱之分ハ濟方迄其組之掛りに候事

一 大体之義者社中一同衆儀（儀）之上取扱可申事

一 当局より預り手形差出し取扱之儀者勝手次第可為事

一通商局貿易商社之儀者兄弟同様可為事

一通商司加入願出候者有之候ハ、社中一統衆義（義）之上身元取調加入為致可申事

一金札不通用之場所所有之候ハ、早々可申立事

外国人取引規則

一 外国人取引之儀者金拾兩以上之分并二品にて交易いたし候而茂取引

巳八月五日

二 不相成、前々逸々通商局江申出差図ヲ受取引いたし可申事

本人出勤断書

一 御国より品売込、金銀并トルル請取候節は通商局江持参いたし金

乍憚口上

札与引換可申事

一

私義

一 外国人の品買取候節者代り金札にても正金にても其時々通商局江持
参いたし、局之手形等引換候而荷物引取可申事

一通商局手形之儀、是者何時ニ而も正金与引替可申切手也

一 横濱表江差而通商局出張所相立可申事

但箱館・新潟之儀ハ東京府持にて追々此仕法を以出張所相立候事

奉願上候、以上

一 大坂府にても右仕法同様京都府商人共江申付取扱為致候、依之東京・

明治式巳巳年八月五日

錢屋佐兵衛

大坂為換手形無差支取組候様両所通商局申合尽力可致事

通商司惣御組頭衆中様

但神戸・長崎之儀者大坂府持ニ而追々此仕法ヲ以同様出張所相建

右届ヶ書之趣即刻聞濟相成候事

候事

一 外国人江金札相渡候儀ハ不相成候事

巳八月八日

一 外国人より武家町人ニ不拘大船又者武器類多分金高之品買入候節者

通商司出勤

正金ヲ持参いたし其上引合通商局江可申出事

当番日判定之事

一 外国人勝手ニ付市中并近在ニおゐて拾兩分以上直売いたしトルラル

八月九日

并正金ニ而も請取候ハ、直様局江可申出事

平瀬 高木 井上 和田

一 御国内開市場一統右同様可致事

浅田 樋口 木原 逸身

右之条々堅相守可申、万一相背候ものは急度厳料ニ可被為所御仕法ニ

津田 小野 長田 山中

候、此上宜仕法有之候ハ、国家之ため一同衆儀之上高申立尽力可致も

の也

八月十日

〔史料紹介〕「通商司為換会社一件」

小西	菅井	由良	見市	／＼	同十五日	／＼	小野	大眉	山中	池田	逸身	草間	和田	津田	平瀬	樋口	木原	藪	同十四日	／＼	高松	浅田	村田	長田	山口	井上	三井	山本	平井	芝川	西村	高木	同十三日	／＼	福田	山田	門田	榎本	菅井	渋谷	見市	莊保	下村	木村	原	上田	八月十二日	／＼	大眉	辻	池田	寫田	草間	小西	三井	由良	清海	山片	藪	杵村
----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	-------	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----

辻 福田 寫田 門田

／＼ 八月十七日

下村 木村 上田 西村

渋谷 山口 莊保 山本

／＼ 山田 高松 榎本 長田

已八月十一日會計官通商局の

廻章

御談申度義有之候間、明十二日五ツ時御出勤局可被成候、以上

八月十一日 通商局

宛方角

和田 内 津田 見市 門田 莊保

山本 高松 村田 山口 山田 上田

平井 福田 杵村 下村 木原 由良

已八月十二日

通商局出勤役割左之通取極相成候事

写真方見張懸り

長田作五郎

原 嘉助

山中善五郎

上田利兵衛

右之内日々式人宛出勤可致事

写真張紙懸り

木原忠三郎

杵村正太郎

門田三郎兵衛

池田四郎兵衛

右之内日々式人宛出勤、毎夜老人宛泊り番相勤可申事

金切手摺立見張懸り

高木五兵衛

藪 清右衛門

村田亦兵衛

榎本六之助

西村七郎兵衛

右之内日々式人宛順番出勤、当時切手摺立無之候得共、近々取懸り之

上者老人宛泊り番相勤可申事

錢幣摺見張并白紙懸り

和田久右衛門

辻 忠右衛門

見市治郎吉

福田吉兵衛

山本亦三郎

莊保勝藏

山田甚兵衛

右之内日々式人宛出勤、毎夜老人宛泊り番相勤可申事

錢札員数出入懸り

浅田市兵衛

大眉五兵衛

津田休兵衛

三井元之助

小野善介

由良七兵衛

高松張左衛門

出勤順前同断

錢幣極印懸り

平瀬宗十郎

井上市兵衛

逸身佐兵衛

清海安五郎

樋口重郎兵衛

草間伊兵衛

山片平右衛門

下村清兵衛

木村作五郎

平井四郎右衛門

小西八右衛門

菅井三十郎

渋谷正三郎

山口吉郎兵衛

芝川又右衛門

右十五軒出勤録

十三日井上

山口

洪谷

菅井

小西

十七日草間

十八日樋口

十九日清海

廿日芝川

平井

木村

下村

但十三日夜々老人宛泊り番相勤可申事、尤泊り番之者者翌

夕迄話切之事

同 壱丁目 蛭子屋 寫田八郎左衛門

上人町 井筒屋 小野善助

右今般願出之趣ニ依而通商司御貸附方総頭取被仰附候事

巳八月

巳八月十三日 廻章

御談申度義有之候間、明十四日五ツ時御出局可被成候、以上

八月十三日 通商局

八月十四日御達

此度正猪（積之）御引替被仰出候に付市中身元相応之者迄も夫々調達金申付

置候処、追々右金高之内相応既ニ相納神妙之事ニ候、尚納メ残り高之

儀者市中不融通之趣も相聞候故今般御取建之為換会社ニおいて操卷可

申候、就而者高千五百両以下部ハ長ク令猶予候、此段為心得達候事

巳八月 会計官

巳八月十四日申渡

通商会社規則 第壹ヶ条

一御国内辨利之ため通商局被建置貸附金并諸国為替金等融通方之基礎

与いたし、当局より貸出金為換金等相滞候節者於官府取立方嚴重ニ

可致遣、縦令諸侯并武家ニ至迄其領地收納等引当ニ差入候分相滞候

共於官府嚴重之濟方申渡、其上不埒明向々者於官府引請相辨可申事

第二ヶ条

一通商局貸附并為替元備金として金若干官府の御下ヶ渡可被遣候事

第三ヶ条

一通商司頭取を始、社中一統分限ニ応し局中江金子差出貸附并為換元備江差加可申、利足之儀者月壹歩之割合を以請取之可申事

第四ヶ条

一通商局貿易商社両局之儀者車之両輪の如く何連歟一方相欠候而者事業不來候間、篤与睦合熟慮可致、通商局諸帳面者社中之者随意ニ可(世脱)見改、商社頭取も随意ニ見改る権あるべし、貿易商社諸帳面も社中随意ニ見改る規則故、通商司頭取も随意ニ見改ル権可有事

第五ヶ条

一差加金并預り金為換手形之儀者番号・名前・相印差出可申事
但差加金差出候者入用之儀出来差戻し方願出候者者何時にて茂手形引替相渡可申、尤差加金三ヶ月之内差戻し方願出候ハ、利足無之事

第六ヶ条

一利足渡方之儀者月壹歩之割合ヲ以六月・十一月兩度に相渡可申事

第七ヶ条

一社中差加金預金為替手形焼失盜難等都而紛失致候ハ、早速其番附ヲ局江相届ヶ可申、届ヶ日限分三ヶ年相過ニ而不出候ハ、元金差戻候共願手形書ニ候共、当人随意ニ取計可遣候事

第八ヶ条

一差加金預手形売買致候共可為随意候事

第九ヶ条

一貸附金之儀ハ引宛証拠物相預り時価之半価より六七分価を限り衆評之上証人式人取之貸附可申事

第十ヶ条

一商社中貸渡之儀者頭取并組合役ヶ選印(選)ヲ以貸渡可申事

第十一ヶ条

一御貸附願出候者者手續ニ不及可申出事

第十二ヶ条

一貸附金利足之儀ハ月壹歩五厘之割合ヲ以貸渡月々請取之可申、期月之儀ハ拝借人と相對を以取極可申、併壹ヶ年を越べからず、引当品之儀ハ壹ヶ年相立候ハ、何品たるを限らず商社中ニおゐて公事之入札ヲ以売払、過金者拝借人江相渡、不足金ハ拝借人ハ相償可申事
但引宛品入札払之期日ゆるかせに不可致事

第十三ヶ条

一通商司組合之儀ハ拾人宛月番相立一ヶ月宛持切、月番中貸出し金之儀者返済迄其月番掛り之事

但非番之内式人宛順ヲ立時々局中ヲ見廻り可申、且横濱表出張所

之儀茂右順ヲ以見廻り可申事

第十四ヶ条

一通商局社中江相加り申度儀願出候ハ、社中一統評議之上身元取調加

入為致可申事

第拾五ヶ条

一於諸国通商司商社等取建可申儀者東京大坂両局得差図其規則ニ從取立可申事

第拾六ヶ条

一新貨幣御成造ニ相成候ハ、引換取扱之儀者通商司ニおゐて取扱可申事

第拾七ヶ条

一通商局金利所徳之内^④譬金壹万兩所得有之候ハ、

一銀貳百貫目 国力積立備金

一銀貳百貫目 局中諸雜用諸月給共

一銀貳百貫目 社中徳分として身元金高二応し割渡配分

外国人貿易取扱規則

第拾八ヶ条

一横濱表江通商局并貿易商社出張所共取建可申事

第拾九ヶ条

一横濱貿易商人共者都而商社中江差加江可致事

但右之内通商司十人程申付へき事

第貳十ヶ条

一外国人取引筋之儀者大金之分取引前広商社江可申出事

第廿一ヶ条

一貿易商人共売込品代り金銀五拾兩以上并洋銀共請取候節者通商局江

差出引換ヲ乞可申事

第廿二ヶ条

一外国品買取代り金相渡候節者買主所持之金札ニ而も正金ニても通商局江差出、局之手形等引替可遣候間、右手形ヲ以外国人江相渡荷物引取可申事

第廿三ヶ条

一洋銀之儀ハ条約面之通り取扱、金札与引替可申事

但洋銀百枚ニ付壹歩銀三百十一之割

第廿四ヶ条

一通商局ハ差出候手形者定例之休日之外者朝五ツ時夕七ツ時迄者刻限ヲ不嫌正金銀洋銀等ニ引換可申事

第廿五ヶ条

一箱館新潟等之開市場者東京持にて追々出張所取建、前書之仕法ヲ以取扱可申事

第廿六ヶ条

一神戸・長崎等之開市場者大坂持にて右同様仕法相立可申事

第廿七ヶ条

一金札行方之儀者商社組合之尽力ニ有之候事

第廿八ヶ条

一御国内開市場一統取扱右同様可為事

為替方仕法之事

第廿九ヶ条

一大坂表通商局前同様仕法を以取立隨而貿易商社取立之上為替方仕法

宛錢幣極印一統

京坂商人共江打合無差支尽力致し良法取扱可申事

第卅ヶ条

巳八月廿三日廻章

一權威私情ヲ以依怙之取計一切致間敷事

御談事申度候条明廿四日第十^(四)字当局江御出頭可被成候、以上

但局中固^(四)循いたし候者、或ハ仕法組立中妨ケニ可相成義等申触

候族者早々可申立事

井上 内 草間 小西 菅井 洪谷 山口ノ七軒

右箇条之趣堅相守可申もの也

巳八月

巳八月廿四日局江出勤長田作兵衛殿ノ申渡

宛通商局総頭取中

今般銘々身元備金差出候との御沙汰に付成丈ヶ出情、九月二日迄ニ書附を以御申出有之候様いたし度候事

巳八月廿日廻章

一六日休日御取極ニ相成候間、各様御出勤日順送りニ相成候事

八月廿六日廻章

但泊り番者御取極メ之通り出勤之事

然者錢幣極印掛り日々出勤方相増可申御沙汰に付左之通日割仕候間、乍御苦勞五ツ時合御出勤可被下候、右申上度早々、以上

八月廿一日 平瀬 廿六日 井上 九月朔日 逸身

八月廿五日 極印掛り詰合

木村 菅井 平井

廿七日 山片 小西 廿八日 平瀬 洪谷

九月六日 山片 十一日 草間 十六日 下村

逸身 木村 井上 平井

渋谷 芝川 山口

草間 芝川 下村 菅井

九月廿一日 小西 廿六日 木村

廿九日 山片 山口 二日 平瀬 芝川

平瀬、 井上

逸身 小西 井上 洪谷

錢幣極印懸り

草間 木村 下村 平井

右二順し出勤之事

但刻限付を以御順達可被成候

宛錢幣極印掛り一統

巳八月廿七日廻章

来ル朔日夕錢幣御發行相成候に付自然見本之ため御届之方者金五兩代迄之処引換可申候間、此段御承知置可被下候、以上

八月廿六日

通商局錢幣懸り

宛社中一統

紀伊国屋庄三郎

右通商局為替会社并通商会社頭取並申附苗字帯刀差許候事

巳八月 大蔵省通商司

山本屋橋次郎

佐渡屋傳兵衛

右通商会社頭取並為替会社兼申附苗字帯刀差許候事

巳八月 大蔵省通商司

右之通今廿五日相達二相成候間、御心得可被成候、以上

八月

局詰合中

宛社中一統

巳八月廿九日廻章

然者極印掛出勤并泊番日割共左之通り相改申候間、御承知置可被成下候

且泊番之儀夕七ツ時無相違御出勤之程訳而奉頼上候、右申上度早々、以上

極印懸り詰合

九月二日 下村 井上 三日 芝川 平井 四日 井上 木村

菅井 渋谷 山口 逸身 菅井 下村

川渕 小西 渋谷

五日 芝川 川渕 七日 井上 小西 八日 菅井 渋谷

山口 平井 菅井 木村 山口 川渕

逸身 下村 平井

十日 井上 逸身 十二日 芝川 下村 十三日 井上 平井

菅井 小西 山口 渋谷 菅井 逸身

木村 川渕 小西

泊り番

朔日 山片 二日 草間 三日 木村 四日 平井

逸身 下村 清海 川渕

五日 小西 六日 渋谷 七日 芝川 八日 井上

菅井 山口 平井 山片

九日 逸身

草間 追々右二准し可申事
宛極印掛り中

し候間、銘々半紙立式ツ折ニ写取、明三日当局江持參可致もの也

巳九月二日 大蔵省 通商局

巳九月二日身元金請書

口上覚

巳九月三日 錢屋佐兵衛

一通商司御用ニ付身元金御請申上候様被仰付奉畏候、則左ニ

右通商司為替会社并御貸附方頭取並申附苗字帶刀差免候事

一金千両
内四百両 当時納

巳八月 會計官
右御達書之通り通商司江差出候事

六百両 十二月納

但半紙立式ツ折ニ相認ル

右之通御請奉申上候、已上

九月三日町内年寄石吉殿方江左之通書附差出候事

明治二巳^(マ)巳年九月 錢屋佐兵衛

巳八月三日於裁判所

通所局

從會計官御達

惣御頭取中

通商司為換会社并御貸附方頭取並苗字帶刀被差免候事

巳九月二日夜廻章

廻達

平瀬 高木 井上 和田 淺田 長田^船 樋口 木原

逸達

逸身 清海 大眉 南山中 津田 山片 藪 草間

御元建金差加之分御請書之通明四日御出金御納可被成候、官今御同様

由良 辻 池田 下村 杵村 小西 見市 福田

元建金御下ケ可被下様今日御達御座候、此段乍席申上候、以上

門田 木村 原 菅井 莊保 榎本 平井 上田

巳九月三日 通商局

洪谷 山本 高松 村田 山田 芝川 西村 山口

為換会社

右之者当局勤方之儀先達而御書附を以被仰付候、右書附之写綴込いた

宛社中一統

九月四日元建金請高之通当時納之分金四百兩上納、代り為替会社証券相渡り候事

但官分元建三拾万兩御下ケ渡相成候事

巳九月四日廻章

両会社之中身元高二応し総頭取始メ其已下席順相立申度、譬者社長ニ而も身元金出精致候ハ、頭取引上ケ、身元金不出精之者者頭取御免にも可相成候事

右之通此度御伺済相成候に付此段相違候、就而者銘々差加江身元金高右封書ヲ以來ル十日迄当司江直々差出可申事

巳九月 通商司

宛一統

巳九月十日請書左ニ

口上覚

一通商司御用に付身元金御請申上候様被仰付、此程左之通

一金千兩

内四百兩 当時納

但当月四日相納申候

六百兩来ル十二月納

右之通御請申上候処、猶精々尽力出精可申上様被仰付奉畏候得共、當時柄操合付兼申候、当年之処者右ニ而御聞済被成下度、来ル三四月

頃ニ至り候ハ、多少共迫り次第相納度存罷在候、此段御聞済被成下候ハ、難有奉存候、以上

明治二巳^(マ)年九月 逸身佐兵衛 印

通商局

惣御頭取中

右断書之趣即刻聞届ケ相成候事

巳九月廿七日廻章

一金錢幣掛泊番大蒲団式帖買求申候に付乍御苦勞左之通割方仕候間、御出財可被成候、以上 行事

一大蒲団 式帖

代金八両三步

十六軒二割

金式歩下四百六十九文

平瀬 井上 樋口 逸身 清海 山片

草間 下村 川湖 小西 木村 菅井

平井 渋谷 芝川 山口

×

巳十一月七日

神戸為替会社江出張日限取極之事 十一月十五日 逸身代 十二月朔日 藪代

十二月朔日迄 專介 同十五日迄 次介

十二月十五日迄 樋口代 正月朔日迄 平瀬代

正月朔日迄 菱七 同十五日迄 友七

正月十五日迄 見市代 二月朔日迄 山片代

二月朔日迄 七良 同十五日迄 善次郎

二月十五日迄 南山中代 三月朔日迄 高松代

三月朔日迄 伊太郎 同十五日迄 木兵衛

△ 当時大坂々神戸会社江出張当番

山中善右衛門代草尾可兵衛、高木五兵衛代清兵衛、浅田市兵衛代甚三

郎、右三人詰合之事

十一月七日

平瀬宗十郎

高木五兵衛

右為換会社創立以來格別出精神妙候、依之頭取申付候事

通商司

為替方

枚村正太郎

前同断頭取並

席順大眉五兵衛次

已十一月十三日ヶ神戸為換会社江出張被仰付、同日朝五ツ時安治川ヶ

川蒸気江乗込出帆候、家来ニして藤兵衛召遵候事、外ニ惣頭取中原代

勤榎谷助七殿出張に付同船之事、同日十二字神港^時会社江着ス、翌十四

日早朝蒸気にて藤兵衛帰坂為致候事、尤会社取扱筋之儀都而相変不申、

大坂西京両局之出張所ニ有之候事

同十五日会社中勘定仕上ヶケ端引渡ニ相成候事

御役員

金生通商少佑殿

右日々会社江御出勤之事

役附

金錢出納懸り

大為替

中原代勤 榎谷助七

京奈良屋新右衛門代

林彦兵衛

為替懸り

大為替

質物蔵掛

逸身代

笹部專介

京松坂屋與兵衛代

福寫太兵衛

兵北風莊右衛門代

山下文七郎

商算懸り

京下村正太郎代

樋爪吉六

大開商清海安五郎代	手板役	兵庫神戸小商社
石川徳兵衛	但異人江諸品	孝助
兵神田	売込引取直段	同
神田兵右衛門	取調運上所江届掛り之事	庄兵衛
兵川崎屋	同	同
川崎源八	同	作兵衛
大開商小西八右衛門代	目利役	京坂肝煎
飛谷柁七	同	太兵衛
兵生寫	同	同
生寫五郎右衛門	同	佐助
神港	同	同
吉田七郎兵衛	同	宗七
神会社附属	同	同
美井兼助	同	萬兵衛
同	同	同
榎並好之助	同	同
中原代	同	同
清川禮七	同	同
大会社附属	同	同
竹林栄左衛門	同	同
神 同断	同	同
専崎弥五平	同	同

十二月朔日於兵庫ニ為替会社開局之事
 右者大坂会社出張ニ有之候事、依之同日十二字神戸会社詰合一統兵庫
 出店江罷越悦盃又通商司御役員金生少佑殿御出席之事

十二月二日今日為交代三井代勤河村雄次郎殿大坂会社今被罷越、依之

翌三日早朝御用之(兼方)簾々無滯引渡相濟詰中相替候儀無之、同日十二字(同)過分会社出立、翌四日帰坂致候事、十二月五日会社江書中を以帰坂届ケいたし、七日より平常之通極印方出勤之事

已十一月十八日来状左二

口上

御代勤専介様神戸表へ御出張御苦勞之御儀御座候、然ル処当月廿日・廿八日御泊り番御座候間、御代人七ツ時分御出勤可被成下候、此段可得御意如此御座候、以上

十一月十八日

為替会社

逸身様

極印方

已十一月廿三日廻状

身元金并差加金利足明後廿五日相渡候条証書并印形持参、四ツ時請取可罷出候事

已十一月廿三日

為換会社 判

井上市兵衛	和田久右衛門	浅田市兵衛	長田作五郎
樋口重郎兵衛	木原忠三郎	逸身佐兵衛	清海安五郎
大眉五兵衛	杵村正太郎	山中善五郎	津田休兵衛
山片平右衛門	藪清右衛門	草間伊兵衛	由良七兵衛
辻忠右衛門	池田四郎兵衛	下村清兵衛	川渕庄三良
小西八右衛門	見市治良吉	福田吉兵衛	門田三郎兵衛

木村作五郎	原嘉助	菅井三十良	莊保勝藏
榎本六之介	平井四郎右衛門	渋谷正三良	山本又三郎
高松張左衛門	村田又兵衛	山田甚兵衛	芝川又右衛門
西村七郎兵衛	山口吉兵衛	山本庄右衛門	山口傳兵衛
太田正兵衛	渋谷庄十良	日下萬兵衛、以上	

已十一月廿五日利金渡し

一金拾貳両 身元金四百両

九月元十一月迄

三ヶ月分巻歩利足

右之通請取候事

已十一月卅日廻章

口代

為取替証文四冊入別箱印判之上至急相廻し候間、調印済之上印封御廻達可被成候、以上

十一月卅日

通商司

為替会社

別紙二

東京・西京・横濱・神戸為換会社江別紙為取替証文相廻し度候条御名下江御調被下無止置至急御廻達可被成候、以上

十一月廿九日

為換会社 判

各御中

左之写別紙本紙ニ認有之候事

為取替証文之事

一從当会社雛形之通差出候為替手形并金券之儀者夫々其会社ニおいて
規則書之通無差支御引替被成、万一右為替手形并金券之儀ニ付自然
如何様之儀出来致候共、為替会社(選)印名前之者ニ而引請無差支引
換可申候、依而為替(選)印証文如件

大坂

明治二(選)巳年十一月

通商司為換会社

山中善右衛門	判	廣岡久右衛門	判
長田作兵衛	判	殿村平右衛門	判
石崎喜兵衛	判	中原庄兵衛	判
三井元之介代		寫田八郎左衛門代	
河村雄次郎	判	高木源助	判
小野善介代			
武岡久七	判	平瀬龜之助	
高木五兵衛	判	井上市兵衛	判
和田久右衛門	判	浅田市兵衛	判
長田作五郎	判	樋口重郎兵衛	判
木原忠三郎		逸身佐兵衛	
清海安五郎	判	大眉五兵衛	判
杉村正太郎	判	山中善五郎	判
津田休兵衛	判	山片平右衛門	

藪 清右衛門 判

草間伊兵衛 判

由良七兵衛 判

辻 忠右衛門 判

池田四郎兵衛

下村清兵衛 判

川瀨正三郎 判

小西八右衛門 判

見市治郎吉 判

福田吉兵衛

門田三郎兵衛

木村作五郎 判

原 嘉助 判

菅井三十郎 判

莊保勝藏 判

榎本六之助

平井四郎右衛門 判

渋谷庄三郎 判

山本又三郎

高松張左衛門 判

村田又兵衛 判

山田甚兵衛 判

芝川又右衛門

西村七郎兵衛 判

山口吉郎兵衛

山本庄左衛門

山口傳兵衛

村寫藤兵衛 判

脇田重五郎

太田庄兵衛 判

渋谷庄十郎 判

日下萬兵衛 判

右之通相廻り候ニ付調印之上順達致候事

已十二月十九日廻章

両会社出勤帯刀御免無之者者割羽織袴一刀着いたし出勤可有之事、若
心得違帯刀致候者有之候ハ、其主人申訳不相立可為越度如何体之次第
成行候も難計候間、決而不都合無之様御内沙汰御座候間、此段御通達

申上候、因茲是迄本人長痛歎亦者幼少ニ而代判付有之候方者改而奥書
名前書下江御腰書可被成候、以上

已十二月 両会社

惣頭取

宛社中一統

已十二月廿日廻章

一本人出勤日数之事

一本人実病或ハ幼年にて無扱代人出勤日数之事、尤名前書出可申事

一中途より御用被仰付候者本人并代人出勤日数之事

右取調被仰付明朝書付を以早々可被差出候、尤不分明ニ候ハ、明朝無

遅滞本人御出勤可被成候、以上

已十二月十九日六ツ半時 両会社

惣頭取

平瀬亀之介 高木五兵衛 井上市兵衛 和田久右衛門

浅田市兵衛 長田作五郎 樋口重郎兵衛 木原忠三郎

逸身佐兵衛 清海安五郎 大眉五兵衛 杵村庄太郎

山中善五郎 津田休兵衛 山片平右衛門 藪清右衛門

草間伊兵衛 由良七兵衛 辻忠右衛門 池田四郎兵衛

下村清兵衛 川渕庄三郎、以上

尚以刻限付を以御順達可被下候、御承知ニ候ハ、御印シ可被成候

已十二月廿日会社江届ケ書

口上覚

一佐兵衛義兼而病氣ニ付代專介相勤申度段、先達而御願奉申上候処、

御聞濟被為成下、則已八月十六日今十二月廿日迄錢幣極印方江相勤

罷在候、此段書付を以奉申上候、以上

已十二月

逸身佐兵衛
病氣ニ付代專介

両会社

惣頭取中

十二月廿日廻章

一兼而会社加入身元金之儀者当冬限にて、其余加入相成候共御定利足

之外餘計之徳分割符不被下義者一統承知之事候得共、中二者最卒等

出精金も被致度趣、然ルに当節者大不融通ニ而其場合ニ至り兼候段

承知いたし候、依之今一ヶ月御猶予相成候ニ付今一応篤与取調申度

候間、是迄加入之上江尚亦出精被致度金高、且存寄無之方有無、明

日中に書附を以被申出候而乘正月納方ニ相成共最初加入願立之金

辻ニ取計可申候間、左様御承知有之度候、実に尽力候共身元金不出

精之方者其所銓(金)少(マ)く事ニ候間、此段急達申進候、以上

十二月廿日暮六ツ半時発 為換会社

和田 津田 下村 莊保 逸身 門田

平井 福田 村田 山田 脇田 太田

村寫 日下ノ十四軒

巳十二月廿日

先般身元金請高之内十二月納金六百両、右今廿日会社江相納候事、代り預り証券下ケ渡ニ成ル、依之初發請高之分皆済之事

巳十二月廿一日差出し左ニ

一昨日御廻達を以身元金納方之儀被仰聞難有奉存候、先般御請申上置候金高漸々操合を以乍延引昨日相納申候、此上聊にても出精仕度存罷在候得共、当時柄操合付兼申候に付、此段書附を以御断奉申上候、以上

明治式巳己年十二月

逸身佐兵衛

為替会社

御頭取中様

十二月廿一日左ニ

昨夜至急之御用ニ付廻章を以相達候処、今に不罷出候方も有之、甚以不埒之至ニ存候、刻附ヲ以順達申候に付何時ニ相廻り候哉、此段有無為御聞可被下候、廻章滞候方御座候得者御持参ニて明早朝御出局可被成候也

十二月廿日七ツ時半

為替会社

惣頭取中

平瀬 高木 井上 和田 浅田 樋口

逸身 大眉 杵村 山中 津田 山片

藪 草間 池田 下村 高松 村田

山田 芝川 西村 山口 村寫 日下

尚々昨日者廻章何時ニ相廻り候哉委細御書記可被下候有無御答有之度候、早刻御順達可有之候様いたし度候

腰書暮六ツ時過津田ノ請取下村へ相廻し申候事

巳十二月廿一日

今般為換会社錢幣極印方出勤為御挨拶左ニ

一金式拾両

右之通被下置候事

口上名札之覚

今般極印方為御挨拶

金券廿兩代勤専介江被

逸身佐兵衛

下置難有奉存候、右御厚礼奉申上候

巳十二月廿八日廻章

開業已来未社中一統御打寄無之、依而来ル午正月七日正午後石町丸屋方ニおゐて集盃いたし度、時刻無遅様御出浮可被成候、先右御通達迄申上候、以上

已十二月

為換会社

要介

着用袴羽織之事
宛主人并代勤中

右之通名前御照合可被下候、自然落名有無御差加可被成候、以上
会社

平瀬友七 高木清兵衛 井上孫兵衛 和田左兵衛

各様

政七

浅田甚三郎 長田米七 樋口三郎兵衛 木原和介

同日廻章

榮七

政七

藤介

年始為御祝詞各々手札斗り左之方々江御廻勤可被成候

逸身専介 清海徳兵衛 大眉九蔵 杉村太三郎

山口民部大丞殿〔朱書〕「今橋加作次方旅宿」

甚七

加賀民部大丞殿〔朱書〕「老松町花屋旅宿」

山中伊太良 津田良介 山片義兵衛 藪 治介

加藤大佑殿〔朱書〕「梶木町千草字方旅宿」

榮之介

政二郎

小野大佑殿〔朱書〕「唐金橋北詰西角」

草間忠七 由良孫兵衛 辻 源八 池田半介

下村勇八 川渕長兵衛 小西伊助 見市七郎

尤社中之儀者双方差繼いたし往返無之事
右之通御心得迄御通申上候也

幸二郎

追而廻り留分無失念会社江御返却可被成候

福田治介 門田重兵衛 木村喜代介 原 嘉介

十二月 両会社

三郎兵衛

榮七

宛社中一統

菅井喜兵衛 莊保利兵衛 榎本市兵衛 平井常助

渋谷豊七 山本良介 高松木兵衛 村田善兵衛

明治三庚午年正月五日民部省分御差紙

山田庄兵衛 芝川與兵衛 西村源介 山口孝三郎

木原忠三郎

久五良

逸身佐兵衛

山本助三郎 山口傳兵衛 太田善兵衛 脇田吉兵衛

清海安五郎

村寫長七 渋谷庄十郎 日下與介ノ提拙二代勤半三郎

山片平右衛門

山中善五郎

藪 清右衛門

草間伊兵衛

辻 忠右衛門

杉村庄太郎

門田三郎兵衛

原 嘉助

莊保勝蔵

洪谷正三郎

御用之儀有之候間、明六日巳ノ刻麻上下着用出頭有之者也

正月五日 民部省

午正月六日中の寫民部省江罷出候事

御書下ケ写

逸身佐兵衛

御一新以來調達金格別

出精相勤候ニ付為御賞金

五千疋下賜もの也

午正月 民部省 御印

正月六日廻章

何の誰

御一新以來調達金格別出精相勤候に付為御賞金何千疋下賜もの也

午正月 民部省 御印

右者昨六日御召出之上前書之通結講蒙仰難有仕合奉存候、此段御届ケ奉申上候、以上

明治三年正月七日 何の誰 印

大坂府

御役所

〔朱書届ケ書用紙美濃紙式ツ折ニテ認大坂府江〕

別紙 順達

一今六日於民部省御達有之候御書面之趣別紙之通り大坂府江相届可被成候、此段御達申候也

正月六日 為換会社 印

追而各手札を以御達之趣口舌ニテ御札可被申述候事

宛

和田 今堀 杵村 南山中 草間 藪 山片

木原 逸身 辻 門田 原 莊保 山口 川渕

×

右之通廻章相廻り申候に付雛形之通相認大坂府江差出候事

民部省御役員廻礼左ニ

過書町魚棚西江入旅宿 山口大丞殿

高麗心齋ばし西江入 吹田権正殿

北濱元相場所 三好権正殿

安土町中橋東江入

小森権正殿

一金五千疋 逸身佐兵衛

右者为替会社取扱筋格別致出精候に付為御賞被下也

午正月六日廻状左二

巳十二月 通商司

為替会社

通商会社

正月十一日四ツ時民部大丞殿御出席

午正月十二日錢幣極印方金錢出納方江役替被仰付候事

但両会社総頭取始一同同時出勤御礼申上互ニ祝辞を述退散之事

役列月番左二

諸事

山中善右衛門

正月十二日より平常之通り

右之通有之候間、為心得御達申候也

副諸事 并帳面下押

別紙之通御達有之候条、時刻不遅様御出勤可被成候、先者右至急御

諸判箱 取締 草尾可兵衛

廻達申上候、以上

小買物

但麻上下御用意之事

諸普方

正月五日 両会社

金銭出納懸り

斎柏新介

宛社中一統

附証文長持

逸身佐兵衛

尚以刻限至急順達留より御返却可被成候、以上

池田四郎兵衛

午正月七日

貸附懸り

高木源介

社中一統集盃ニ付今第二字頃石町丸屋方江出席ス

附諸鍵箱締

杵村正太郎

但「^{米替}当方」御主人御不參之事

村田又兵衛

正月十一日

諸方為替掛

佃 萬兵衛

民部大丞殿御出局年頭御礼を述御賞金書下ケ之写左二

大谷慶助

東京懸り 大眉五兵衛

西京懸り 木原忠三郎

横濱懸り 川瀨正三郎

神戸懸り 高木五兵衛

洋銀立合懸り 廣岡久右衛門

附諸鍵取締 榎谷助七

大眉五兵衛 長田作五郎

武岡久七 田伏専蔵

附諸相場聞合 右之通正月中役割月々相改り候事

午二月四日 金銭出納方勘定取調月番清海安五郎殿

和田代勤佐兵衛殿江引渡入、立合人斎柏新介殿二月五日夕錢幣極印方
江出勤被仰付候事

午二月十五日

今日夕金券并錢券共製造為見合可申趣民部省夕御沙汰有之、至急製造場メ切ニ相成翌十六日夕御用残り取調として錢幣極印片押之分仕上ケ出勤之事

午二月廿二日

今日限錢幣掛惣御用仕舞ニ相成、依而暫時出勤ニおよひ不申事

二月廿六日

廻達

一御用之儀有之候間、明後廿七日四ツ時可被罷出候事

但兩人有之候分者壹人可被出候事

二月廿五日

通商司 為換会社

金券懸印 清海代徳兵衛 日下代要介 平瀬代友七 高木代政介

山片代義兵衛 草間代忠七 藪代政二郎 杵村代多三良

門田代重兵衛 脇田代善兵衛 山中代市五郎 山中代伊太郎

榮之介

殿村代源八 西村代源介 榎本代市兵衛 木原代藤介

池田代半介 村田代善兵衛 原代栄七 太田代善兵衛

村寫代長七 井上代孫兵衛 逸身代専介 下村代勇八

小西代伊介 木村代三郎兵衛 菅井代喜兵衛 平井代常介

渋谷代豊七 芝川代多七 山口代孝三良 中原代兼次郎

長田代栄介 和^{錢幣摺立}田代左兵衛 辻代愛介 見市代七郎

安七 元藏

福田代治介 山本代良介 莊保利兵衛 山田代庄兵衛

浅田代甚三郎 大眉代甚七 津田代良介 由良代孫兵衛

林兵衛

高松代木兵衛 山本代平介

平七 以上

芝川又右衛門

代為七

逸身佐兵衛

代專介

小西八右衛門

代伊介

木村作五郎

代三良兵衛

渋谷庄三郎

代豊七

長田作五郎

代栄介

午二月廿七日会社江罷出ル

今般錢幣極印方御挨拶として左二

一金七両貳歩

右之通総頭取衆が被下置候事

右錢幣目印押明後廿九日令出勤之事

午二月廿七日 通商司

為換会社

手札之覚

昨日者錢幣極^(印脱カ)方為御挨拶代勤專介江結構被仰付難有奉存候、右御

厚礼奉申上候 逸身佐兵衛

右惣頭取申江差出ス

二月廿九日令錢幣目印押出勤致候事

但右目印小印之儀者隱岐国江持下り印二而、凡高廿万貫文斗調印可

二月廿七日廻章

井上市兵衛

代孫兵衛

致趣被仰付候事

尤百文札令壹貫文札迄取交仕上ケス

午三月朔日廻章

一金出納懸り 樋口重郎兵衛

山中善五郎

一錢出納懸り 浅田市兵衛

山片平右衛門

一貸附方 藪清右衛門

高松張左衛門

村田亦兵衛

一諸方為替 高木五兵衛

并洋銀相場 大眉五兵衛

川渕庄三郎

木原忠三郎

一応接掛り 逸身佐兵衛

見市次郎吉

通商司出勤順番

三月朔日迄六日迄 山中 草尾 和田

同 七日迄十一日迄 廣岡 斎柏 莊保

同 十二日迄十六日迄 殿村 田伏 榎本

同十七日迄廿一日迄 石崎 大谷 平井

同廿二日迄廿六日迄 中原 榎谷 渋谷

同廿七日迄四月朔日迄 平瀬 河村 山本

四月二日迄同六日迄 高木 高木源介 山田

同 七日迄十一日迄 山中 武岡 芝川

出勤当番左二

三月朔日迄十一日迄 井上 長田^新 清海 杵村 津田

同十二日迄廿一日迄 草間 由良 辻 下村 小西

同廿二日迄四月朔日迄 福田 門田 木村 原 菅井

別紙之通無相違御出勤可被成候、以上

二月晦日 為替会社

井上市兵衛 長田作五郎 清海安五郎 杉村庄太郎

津田休兵衛 草間伊兵衛 由良七兵衛 辻忠右衛門

下村清兵衛 小西八右衛門 福田吉兵衛 門田三郎兵衛

木村作五郎 原嘉助 菅井三十良 和田久右衛門

莊保勝藏 榎本六之介 平井四郎右衛門 渋谷正三郎

山本又三郎 山田甚兵衛 芝川又右衛門 樋口重郎兵衛

山中善五郎 浅田市兵衛 山片平右衛門 藪清右衛門

高松張左衛門 村田又兵衛 高木五兵衛 川渕庄三良

木原忠三郎 逸身佐兵衛 見市次郎吉 大眉五兵衛

菅人前一日

白米壹升宛

無滯刻付を以至急御廻し可被成下候、無相違留令御返却可被成候

代錢壹ノ貳百五十文建

此金貳朱定

三月朔日廻章

但休日并不勤者日割を以相渡可申事

從通商司旅行御印鑑御下ケ渡ニ相成候間、御銘々御印形御持参当会社
へ御出頭可被成候、以上

是者東京表会社之規則にて今般当地も同様御定ニ相成候事、追而西京
同社も右仕法相立可申趣ニ有之候事、依而五月朔日令前書御手当米料
日数を以御下渡ニ相成ル、尤手当米請取帳江銘々調印可致候事

三月朔日 為換会社

平瀬龜之介 浅田市兵衛 逸身佐兵衛 山中善五郎

山片平右衛門 藪清右衛門 見市次郎吉 高松張右衛門^(左)

午八月廿四日廻章

村田又兵衛、以上

三月二日印形持参にて印鑑請取ニ罷出候事

来ル廿六日五ツ時益金割渡いたし、并御談事申度候間、御当人印形持
参にて時刻御出席可被成候、万一病氣等ニ候ハ、重立候御手代之内御
差出し可被成候、先者右為案内如是御座候、以上

庚午八月 為換会社

成、翌十五日より応接掛相勤可申之処、諸方為替方之内兩人東京江出
張無人ニ付、為替請払助役被申渡候事

宛社中一統

八月廿六日益金割渡左ニ

午四月今般為換掛り大眉代九藏殿・川測代長兵衛殿、右兩人東京令帰

身元金百兩ニ付貳兩壹歩下永十九文七分九リ七毛余

坂ニ付前役相退四月三日令金銭出納懸り出勤被仰渡候事

入金廿貳兩

貳歩三朱卜

午五月

永十文〇四分七リ六毛

一此度両会社中出勤之者惣頭取始メ御手当米として左ニ

右者初発令午七月迄勘定割渡之事

外ニ談書左ニ

定

一為換会社創業已來身元金并差加金高二忬追々金券発行融通弁利ヲ專
一取行候処、先般從東京表御役人様方御登坂之上今般改正して会社
基礎可相立様被仰渡、依之貸附高其他諸国出張持下り金精々引上ケ、
向後改革儘成取扱ヲ主意与いたし、社中一統相互に申合、会社永續
之良法取設ケ、基本可相立様相心得申候、勿論存付候義有之候ハ、
無腹臆可申談様御申添趣逐一承知致候

一会社益金三ツ割一ト分身元金高二応し割渡可致規則候処、已來日勤
を以会社中取扱居候者江右三ツ割壹ト分之内三割方日勤為手当見込
を以相渡候、残七割方身元金高二応割渡可被成候様御談事之趣承知
いたし候

一会社定日勤之者并一統臨時用向之節当人出勤者勿論、万々一事実
痛^(痛)氣等ニ候得者、頭立候手代可差出之様兼々御申渡之趣致承知候
右之条々委細承知御申請上候事

明治三庚午年八月 社中遷名^(遷) 印

惣頭取中

同日身元金増加談書写

換舌

一会社創業以來社中取結一統身元として備被差出候金子若干積立置、
准之候代り金券摺立弘通致し來候所、追々被相行候、折柄豈料世上

賈金之愁有之正金取扱ヲ嫌ひ開業以來より尔今至り専ら金券ヲ好ミ
何となく人氣偏傾^(傾)して全会社の僥倖^(僥倖)と可申候、就而者諸国為發行大
金持參ニ而出張之向ニも有之、不思大業与相成候、扱身元金に忬^(忬)し
ては金券過当ニ出進し、空券之姿ニ有之候、尤代り引当之品ハ夫々
取置大丈夫ニ者候得共、自然、一時引替を乞出候節は其手当無之候
ハ、忽差支、会社之瓦解^(瓦解)金ならず既ニ東京を始諸国の会社江差響可
申義ニ付空券之分引上ケ減し方取計可致与之司より御沙汰も有之、
御尤之次第恐縮之至ニ候、依之貸附金引当之品追々払揃、且諸国出
張之金子引上減方いたし出進候廉無之様取斗可申候得とも我頃^(我頃)に者
其場に難行屈筋も有之、旁今般改正して手堅き良法取設ケ融通專一
ニ周旋可致之外、更ニ良計無之候、前体此会社と申者総而市享富
貨殖之者ヲ人撰して思合一一致し商行を営可申との厚御趣意より出候
義ニ付是迄之商行に十倍して胖^(胖)に翼^(翼)を付るかことく弥^(弥)稜^(稜)威^(威)ヲ光し
加倍可致之所、当今戦争後世上一般疲弊にて進退一定不致候、色然^(色然)
努力^(努力)之筋不少候、兎に角風怒^(風怒)之抓^(抓)を抱き、猶政府出候義ハ御用途
金ニ准し候様誤候筋俣有之、全此度之御趣意ハ前件之とく思合一一致
之商業に付□力ハ微力可有力者者奮力して少しも不致因循商業手広
ニ當可申熟^(熟)おもふに浪花之悪弊として有力者も所謂野鼠を捕猫は
利爪を隠スト申里諺^(里諺)ニ崎^(崎)着^(着)して、特地^(特地)これを傍觀し、人の拙策^(拙策)を微
笑する人氣如何とも愚之至りと可言候、今哉御一新之際人精變遷^(變遷)し
て一致之心を傾ケ会社を以我家に比し、社中之者ハ兄弟之とく睦合
商行を相管候ハ、自ら勤不勤ハ身之損益ニも拘り会ハす、為筋之儀

ハ不憚可申談筈之処、相互に因脩して人任せにて更に事件是非之沙汰も無之実に歎息すべく事候、若会社非常摧頽サイタイニおよひ候時ハ一体之会社ニ付損失も傍觀して難過し候義ハ誰もしる所ニ候、各尽力して損失無之様可被致丹精し、各々右改正ニ付而者是迄被差出候身元金甚ニ不同有之如何共不得其意候、全世上風聞之見込ミコニも遺背ヒいたし候廉も不少哉に外見いたし候、何卒良志之人はせめて外見之見込通り身元金増加相成候様無遠慮尽力所希候、乍併強而増金相進候義に者更ニ無之、畢竟会社之規則未夕曖昧アイマイニ属候に付、人氣不折合より顧視コシ之場ニ至り候義与被存候、自然尽力之旨モトに悖候義ハ其子細可申義任望可申候、何分会社之基礎キソ大道ニ趣候而自彼不言して赤子之慈母を必慕ニ被取行候様尽力專一二候、右之趣意深く御勘考之上別格之丹精尽力見之度候也

午八月

午八月廿九日

元備金増加書左ニ

口上覚

一今般被仰聞候趣逐一拝承仕候、依之操合セウカを以左之通り

一金五百兩 九月納

右之通増金仕度候間、宜御聞濟可被成下候、以上

明治三庚午年八月 逸身佐兵衛

総御頭取御中

午九月二日

本文請高之通相納会社預り証券下ケ渡相成候事

一今般長田作兵衛殿代勤柴田熊次郎并ニ為替会社附属和田良之介、右兩人交代として雲州三保関為替会社江出張可致旨惣頭取衆ノ談事有之候処、迎茂我等之当地会社之御用向も悉く相弁不申、殊ニ遠路出張之儀ハおよひ不申、尚此節愚母病中之趣ヲ以段々相断候処、頭取中ノ申立に者何分諸方会社出張所有之候事故追々順番相立可申、既ニ当時詰合人撰之内銘々是迄他所江出張被致間合無之、早々相頼候事も難出来御差支之趣有之候ハ、御主人江其運ウツひいたし是非も此度之処出張相頼申度、強而御断切相成候共何れ一度は御断相立不申、左候ハ、此後如何之処江出張被仰渡候而も致方無之、却而御迷惑ニ相成候も難計、今般社中一統より御頼申上候儀ニ付御承知被下候ハ、大居ニ安心いたし候事、尤六ヶ月詰切之筈ニ候へ共、此度御出張被下候ハ、三ヶ月にて早々跡交代之人差出し可申、此段御主人様へ御談事之上篤与御勘弁之御報有之度ト八月上旬より再度談判ニ被及不得止事、八月廿二日談事之趣承知御請申上候事

一過日今雲州会社中柏屋重兵衛と申人当地江唐物品々買入ニ罷登り、同人近々用済に付帰港之節同道出立之手筈ニ打合せ可致段被仰渡、且亦出張中会社附属吉田暁之介并小使為介兩人召遣罷越候趣取極メ之事

八月廿八日

雲州掛り石崎喜兵衛殿・斉柏新介殿より今般出張ニ付離盃致度段被申
越会社引ケ後北濱天呉郎方江被招、尤柏屋重兵衛・吉田暁之介同席
之事

九月二日

通商司御印鑑御下ケ渡ニ相成、旅中帯刀被差免候事

九月四日今日当地発足ス、柏屋重兵衛并附属吉田暁之介・小使為介ノ
四人朝八字頃(時)会社江打寄出立、彼是手間取其日者西の宮にて一泊、
尤荷物兩掛人足之儀ハ宿之驛場御用人足無遲滞立通行、追々播州
作州路江入込、十三日夜漸々因州米子町江着ス、翌十四日伯州境鼻与
申処迄参り、夫ハ渡海船にて其夜四ツ時頃雲州三保ケ関柏屋重兵衛浜
手江無事着ス、更夜ニおよひ同人方にて一宿ス、「是(朱書)ハ奥朱〇印迄美
保関会社用之事」

十五日前役柴田熊次郎・和田良之介両性重兵衛方江被罷越、早刻同人
案内を以会社江出勤ス、社中之者惣出勤之事、両会社之儀ハ美保ケ関
中小路田中屋為介と申二階取繕(時)ひ開局罷在候事、今日為差御用無之早
引ケ十二字後退出ス、旅宿ハ三保関明神の社内神主之持屋敷仮宅罷在、
夫ハ日々会社へ出勤致候事、元来美保関と申処ハ雲伯之境にて家数武
百五十軒斗ハ無之、然共渡世船宿屋商人向多く、殊之外繁栄成場所ニ
有之候事

一是迄仮会社并出張旅宿仮住居にて者甚ニ不都合之次第二付、新二両
会社取設ケ可申旨兼而大坂本会社ハ談事有之、依而此度松江藩江打
合之上九月十六日ハ浜手新築地五日之間砂持ニ取懸り之事、所役所
ハ賑々敷可致旨御触達有之、社中ハ元ハ港之者多人數寄集り賑々敷
事無限、近在ハ見物人夥敷、実に開港以来之大賑ひと言ふ

十月十四日今般柴田・和田当港御用濟ニ付兩人帰坂之事、尤諸勘定取
調之上社中役持立会一切引渡相成請持之事

当港社中性名録(註)

渡邊彌三郎	北国屋九右衛門	問屋善兵衛
柏屋重兵衛	泉屋與三右衛門	網干屋儀右衛門
納屋甚兵衛	問屋為介	安来屋総蔵
古銅屋和平	完道屋文重	但馬屋源重
森山屋半五郎	福岡屋次兵衛	納屋惠蔵
納屋栄四郎	青砥屋嘉重	寫屋重蔵
柏屋権蔵	新屋甚兵衛	菊屋甚三郎
山根屋栄蔵	手角屋儀兵衛	米子屋久三郎
加賀屋喜兵衛	以上廿五軒	

一通商司御役員芝山通商少佑殿當時美保関在勤有之候事

十一月廿一日今日薄暮過大坂会社手属中川新兵衛今般吉田曉之介為交代出張罷越候事

十二月五日

今日新建会社上棟規式家移り一時二取行ひ、依之従前仮会社引払候事
芝山通商少佑殿・当港取締役勝田繁太殿・安達幸介殿出席、社中一統
悦盃致候事

十二月八日

芝山少佑殿・吉田曉之介帰坂之事

〔朱書〕
「專介事」

一野子十一月中二者是非交代可致約定にて出張罷在候に付未た本会社
へ代り役差越無之候得共、兩人帰坂二付同道いたし、一先引取可申
心得二而、委細中川新兵衛江申談事、手仕舞二取掛り候処、当今会
社追々盛大之姿二付今篤与規則談事度趣を以当港社中一統今暫在勤
可致旨段々申出無拋帰坂延引二および、依而跡交代早々二被差出候
様大坂会社へ打合之事

十二月廿一日旅宿引払新建会社二階江引移り候事

未正月廿五日

由良七兵衛殿代勤石田孫兵衛殿今般為交代大坂会社へ被罷越候事

二月十四日御用万端無滞引渡相濟候二付今朝十字頃三保関出帆入、家
来小使老人召遵廿一日夜四ツ時無事帰着致候事

二月廿三日会社江出勤三保関会社へ持登り金子相納并出張中惣勘定書
上ケ之写左二

従明治三庚午九月
至同 四辛未正月

為換会社勘定仕上ケ取調書

美保関
為換会社 印

元建
一金五万兩 大坂為換会社
一金壹万拾兩 操込金同壹歩五朱利足
美保関并松江 社中身元金同壹歩利足
商社貸并引当貸出金 商社貸并引当貸出金
永五十八文四分 利足内払出し利足差引益

金六万六百五拾八両壹歩

金六万六百五拾八両四分
永五拾八文四分
内出払

一金五万三千百十四兩 諸方荷物預り

式歩壹朱 為替会社〆貸高

永五十式文壹分

差引金七千五百四十三兩

式歩三朱

永六文三分

内訳

官札三千五百兩式歩三朱

金券四千四十三兩

永六文三分

×

益金

一金四千百卅八兩 諸方貸出金利足

壹歩一朱 并徳益請取高

永四十五文九分

内出私

一金貳千八百九十六兩 大坂為替会社

式分 操^(書)込金庚午九月〆

辛未正月迄利足

一金五百九拾三兩 三保関并松江社中

式歩 身元金利足

永五拾文

差引金六百四十八兩壹歩

永五十八文四分

此三ツ割

一金貳百拾六兩壹朱 国力積立金

永四十文三分 通商司納

一金貳百拾六兩壹朱 諸雜用并

永四十文三分 月給

一金貳百拾六兩壹朱 身元金高二

永四十文三分 応之割渡

右者午九月〆未正月晦日迄勘定取調如斯御座候、以上

明治四辛未年正月 雲州美保関

為換会社 印

添年番

安来屋総蔵 印

柏屋重兵衛 印

年番

北国屋九右衛門 印

渡辺彌三郎 印

大坂出張

笹部専介 印

通商司御中

右之通西の内ツ折ニ相認会社惣頭取中江差出し候事

一 今般出張入費為御手当金五百兩会社〆

〔朱書〕御下ヶ渡相成候事、凡日数式百日分二当ル

三月朔日ヨリ諸方為替請払懸并銭相場立会見張掛り被仰渡候事、尤日々出勤ス

午十一月廿三日廻章

来ル廿七日身元金利足相渡可申候条請取証券并二印形持參請取二御出席可被成候也

午十一月廿三日

為換会社

樋口重郎兵衛 逸身佐兵衛 山片平右衛門 〆三軒

午十一月廿七日左二

入金九拾兩

但身元金六月元閏入十一月迄高千兩七ヶ月分

壹歩利足

同高五百兩九月元閏入十一月迄四ヶ月分壹歩利足

右之通御下ヶ渡二相成、掛り専介出張中二付清兵衛請取二罷出候事

午十二月廿一日廻章左二

口達

一 明後廿二日七月後諸勘定所徳金割渡いたし度候条十二字迄御印形持

參請取人御差出し可被成候、先ハ右急々申上候、以上

午十二月廿日 為換会社

樋口重郎兵衛 逸身佐兵衛 山片平右衛門 〆三軒

午七月後益金割渡左二

入金貳拾八兩 身元金

三朱卜 高千五百兩分

錢貳十文 七月後〆十一月迄

右之通割渡相成候事、請取人清兵衛罷出候

尚外々左二

一金五拾兩 日勤御手当金

一金三拾兩 同断御心附

〆式包

右之通被下置候事

未二月初午

為換会社鎮守稻荷社江寄進左二

一 御鏡 壹重 三升

一金三百疋 逸身

一金百疋 同店中

一金百疋 代勤専介

右之通神納いたし候事

未二月八日

未三月

今般新貨幣御造鑄ニ付通商御司江願出之写左ニ

口上覚

今般造幣御開察ニ付新貨幣御製造被為在、追而者新古通用金御引換、右御用取扱之儀何卒会社中江被仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、尤昨午年閏十月書付を以奉願上候得共、猶奉再願候、此段御採用可被成下候様奉懇願候、以上

未三月

為換会社

宛通商司御中

山中善右衛門

他（選カ）遷名 惣判

未四月上旬東京表の通商司御役員佐畑權大丞殿御登坂ニ而会社江御達之趣書取左ニ

一為換会社金券準備之正金本高同様積増可致事

但右金券同様之高急速出来候者身元金等加増之儀ハ暫時延引ニ相成

候而茂可然候間、追々加増可致事

一金券本高之正金全備いたし候上者印判いたし置可申候得共、引換之都合ニヨリ出張覽視之官員時々見届開緘鎖判可致事

一会社貸出金証文并引当品等極精確ニ取調之仕法可相立候事

但貸金之儀ハ引当品時価之六七歩を以貸渡可申候、若相場下落ニお

よひ候ハ、其時々相当之歩入手為致、尤品物見分直打を入蔵入判印可致事

一貸出金は迄之定則六ヶ月限返済之仕法ニ有之候得共、往々六ヶ月限唯証文認替而已にて一ヶ年或者二ヶ年限返済之約定にて貸附之趣申立候処、会社者兼而社外預り金等多分有之候ニ付何歟時變ニ寄り右預り金一時ニ取附致候節者返済方ニ差支可申候間、以来貸附金ハ必六ヶ月限返済之約定にて貸渡、万一右期限相滞候節者引宛品物引取候様仕法為相立可申事

一会社ヨリ振出し候金券ハ全く正金を準拠トいたし候儀に付右融通ニいたし候分総而正金之積り社中規則相立可申事

一会社日々出納勘定之際引替之金券ニ重遣ニ不相成様確實之仕法相立可申事

一東京会社頭取之内、社中取締向篤与心得居候者老人召遵候間、為換取組之手筈并帳合仕調方等熟談いたし相互に融通之約定取極可申事

一会社身元金百万兩位ニ加増可致事

一総而会社者唯官之保藩を仰くまでニ而社中之社たるハ勿論なれば旧習を説し掲立之先行可致事

辛未三月

通商司

別紙之通被仰渡候に付社中一統分限ニ応し身元金増加可致趣総頭取中
の談事有之、乍去是迄再々増加申談候上ニ付納方之儀者七月ニ相成候
而も不苦、且ハ此度増加之分ニ限り右預り券引当を以金子借用被願出

候節者老步式朱之利足を以貸渡可申候間、精々尽力御請有之度段申渡事

未四月十日

一今般御家督ニ付会社江届ケ書左二

口上覚

一

私義

今般家名相続仕候ニ付是迄通被仰付候様奉願上候、此段御取成被成下度奉願上候、以上

明治四辛未年

卯一郎改名

四月

逸身佐兵衛 印

為替会社

総御頭取御中

別紙之通美濃紙式ツ折ニ相認差出し候処、会社ノ奥書相添通商司江届方相成候事、

依之為換会社ノ左二

一金千疋 松魚料

一金式千疋 樽料

ノ

右之通御家督為御悦到來致事

ため金百疋遣ス

四月

家督為内悦赤飯重為換会社総頭取始メ社中六十四軒江差出ス、同附属小使同断赤飯料として左二

一金百疋宛

伊川善之介 吉田暁之介 竹林栄左衛門 和田良之介

中川新兵衛 戸田唯介 堀田又三郎 藤川安兵衛

樋口佐兵衛 脇沢佐一郎 大西源介 以上十一人

同門番

一金五拾疋宛

赤飯料 松之介

喜介

ノ式人口

同小使

一金五拾疋宛

前同断 為介

吉兵衛

市蔵

熊吉

ノ四人口

右者先般社中福田吉兵衛殿家督之節振合聞取之上同様取計致候事

未六月廿七日身元金利渡、并午十一月後所徳金割「渡」ニ付印形持参

請取ニ罷出候事、則左ニ記ス

入金九拾兩 身元金千五百兩

午十二月未五月迄

壹歩利足

入金拾九兩 右同断

三步式朱 午十一月後未五月迄

錢百卅四文 益金割

右之通御下ヶ渡相成候事

未六月廿七日

未七月四日

一今般日勤為御手当左之通

一金五拾兩 手当金

一金三拾兩 御心附

ノ式包

右之通為替会社ヶ被下置候事

一初發今社中身元金追々増加相成候二付当未七月上旬迄取調左之通

一三万兩 山中善右衛門 一三万兩 廣岡久右衛門

一三万五千兩 長田作兵衛 一三万兩 殿村平右衛門

一三万兩 石崎喜兵衛 一三万兩 中原庄兵衛

一貳万兩 三井元之介 一貳万兩 寫田八郎右衛門

一貳万兩 小野善介 一壹万兩 平瀬龜之介

一壹万兩 高木五兵衛 一五千兩 井上市兵衛

一千兩 浅田市兵衛 一壹万兩 長田作五郎

一三千兩 樋口重郎兵衛 一九千兩 木原忠三郎

一千五百兩 逸身佐兵衛 一四千兩 清海安五郎

一千兩 大眉五兵衛 一五百兩 津田久兵衛

一七百萬兩 山片平右衛門 一貳千兩 山中善五郎

一三千五百兩 藪清右衛門 一六千兩 草間伊兵衛

一千兩 由良七兵衛 一貳千兩 辻忠右衛門

一千五百兩 池田四郎兵衛 一千五百兩 下村清兵衛

一四千兩 川測正三郎 一八千兩 杵村庄太郎

一貳千兩 小西八右衛門 一貳千五百兩 見市次郎吉

一三千兩 福田吉兵衛 一八百兩 門田三郎兵衛

一三千兩 原嘉助 一千貳百兩 木村作五郎

一千兩 菅井三十郎 一八百兩 莊保勝造

一千兩 榎本六之介 一千兩 平井四郎右衛門

一三千五百兩 渋谷正三郎 一六百兩 山本又三郎

一千五百兩 高松張左衛門 一七百兩 村田亦兵衛

一五百兩 山田甚兵衛 一千五百兩 芝川又右衛門

一千五百兩 西村七郎兵衛 一三千兩 山口吉郎兵衛

一千五百兩 山本正右衛門 一千五百兩 山口傳兵衛

一四千兩 日下萬兵衛 一三千兩 渋谷正十郎

一貳千兩 太田正兵衛 一千五百兩 村寫藤兵衛

一千五百兩 脇田重五郎 一千兩 和田久右衛門

一千三百兩 殿村伊太郎 一千三百兩 住友吉左衛門

一千兩 本山中代勤 一千三百兩 廣岡代勤

草尾可兵衛 齋柏新介

一千三百兩 長作兵衛代勤 一千兩 殿村代勤

田伏專藏 佃萬兵衛

一千兩 石崎代勤 一式千兩 中原代勤

大谷慶助 榎谷祐七

一千兩 殿村代勤 一式千兩 中原代勤

高井弥三七 三木莫藏

一千五百兩 小野代勤 一千兩 廣岡代勤

武岡久七 岡村佐介

一千兩 石崎代勤 一千兩 本山中代勤

小林卯兵衛 永田源七

一千兩 寫田代勤 一千兩 小野代勤

村上勘兵衛 小松三郎兵衛

一千兩 大川長田代勤 一千五百兩 三ツ井代勤

栄田熊次郎 加藤清右衛門

一千五百兩 呉服店三井代勤 一千兩 寫田代勤

花岡喜太郎 高木源介

惣ノ高四拾万三千百兩

七月五日御達書之写

大藏省

其省中通商司被廢候事

但從前同司取扱之事務ハ総而於其省管轄可致事

辛未七月 大政官

右之通相達候事

大坂出張

大藏省

出張

通商司

口達

一別紙之通御達有之候に付而者以來大藏御省中出納御司ニおゐて為換

会社管轄可相成趣御内沙汰有之、追而者御達も有之候に付此段御含

迄申上置候 一通商從御司御鑑札御下ケ渡有之、并ニ御銘々表札認方之儀追而相伺

之上告知申上候

先者至急御心得迄御通達可申上候、以上

未七月廿日 為替会社

未七月廿二日廻状写

大坂出張

出納司

今般通商司被廢止候に付為替会社發行之金券取締并ニ準備金検査等之儀者其司江附し、掛分を以是迄之通り取扱可申事

但蚕種酒造其他商税ニ関候事件及廻漕会社之儀、租税司商税掛之事

務ニ候得共、兼帶可有之事

未七月

大坂出張

大蔵省

口達

一別紙之趣於出納御司御口達を以被仰聞候条左様御承引可被成候、已

上

一通商司ヨリ御印鑑御下ケ渡御座候処、今般出納御司ニおゐて引換御

下ケ渡可被成下候に付、是迄御預ケ御印鑑今明日中御持參可被成候

一各表札御認メ方左ニ

為換会社

開商社

何 何某

右之通御通達申上候、此段御承引可被成候、已上

七月廿二日

出納司御役員

過書町巷丁目角

長谷川權正殿

淡路町浪花橋南江入

上村井權大佑殿

安堂寺町十式軒屋敷

長岡權大佑殿

過書町境すじ西江入

原田權大佑殿

近江町松屋町東江入

藤田權大佑殿

京町堀三丁目中程西江入

高木權大佑殿

安堂寺町十二軒屋敷

佐藤少佑殿

東與力町十三ばん官宅

山内少佑殿

今橋心齋橋東江入

豊田少佑殿

與力町八ばん官宅

山中少佑殿

高麗橋西詰南江入

清水權少佑殿

北津屋町御拔筋西江入

神田權少佑殿

安堂寺町十二軒屋敷

丹羽大令史殿

鈴木町東十三軒屋敷

大山大令史殿

與力町八ばん官宅

中川大令史殿

内平の町神明前東

玉置大令史殿

天満天神前東

上田大令史殿

附属

本尾善作殿

大石與一殿

右七月廿三日調

舌代

明廿三日石庫納初メ為祝鹿酒進申度候条三字相始申候、御引取御見合可被成下候、已上

未八月廿二日

為換会社

同勤各衆中

八月廿三日早朝ヨリ出勤之事

今般石庫普請就中ニ付準備金不殘掛金今引取正式歩判百卅万両餘相納

メ出納司長岡権大丞殿印判有之候事

第三字頃今詰合一統悦盃之事

未八月廿九日

元備増金書付之覚左二

口上之覚

一先般被仰聞之趣逐一拝承仕候、依之此度操合を以左之通

一金五千両也

右之通乍延引身元金増納仕度候間、宜敷御聞濟之程奉願上候、以上

明治四辛未年八月廿九日

逸身佐兵衛 印

総御頭取御中

未九月廿一日

御誕辰ニ付廻章

来ル廿二日祝盃いたし度候間、御主人并御代勤共午後無遅滞為換会社江向ケ御出席可被成候、若差支之御方は名前之下江御書記可被成候、先者右可得御意如是御座候、以上

未九月廿日

為換会社

宛社中一統

開商社

廿二日第二字頃今会社江出席ス、当方御主人御不参之事

未九月廿九日

急廻章

然者明晦日第十字大坂府御役員開商社江御出席勤業御諭之儀有之候間、御主人御重役御同伴にて朝五ツ半時迄ニ無遅刻会社江御出席可被成候、先者右至急申上度如斯御座候、以上

九月廿九日

為換会社

平瀬亀之介 浅田市兵衛

樋口重郎兵衛 逸身佐兵衛

佐竹友七

三荒猪藏

同三郎兵衛

笹部専助

大眉五兵衛

山中善五郎

山片平右衛門

藪清右衛門

藤田為介

上山良藏

見市次郎吉

高松張左衛門

村田又兵衛

佐崎木兵衛

吉川善兵衛

以上

九月晦日

第十字開商社江罷出ル、当且那樣并專介出席之事〔但総頭取始代勤
(朱書)〕
共不残出席」

大坂府御役員

岩下大参事殿

渡邊権参事殿

御出座御演説ニ而外人商社行方之儀種々御諭有之、就而者当今外国貿易盛大ニ被相行候処、御趣意未た貫徹不致故歟、東京始京坂会社ニおゐても兎角因脩ニ罷通不能、其意向後改正して社中之者一致し外国江出張所取設ケ商業手広ニ相営可申、既ニ今般廢藩一般縣ヲ被置候に付而者従来諸侯御用相勤来り候貨殖之町人にて最も早商業ヲ專一二營不申而者修ニ疲弊ニおよひ可申、王政御一新後専ら西洋を被行候折柄、為弁利鉄道或ハ伝信箸(電報法)抔追々被為在、御開造諸国諸品相場時々見聞いたし、世上公平之相場ニ成行候時は商法之利益薄く、左ある時ハ忽洋行出店不致而者更ニ勝利無之、旧習ヲ構江此姿にてハ疲弊する而已にて難渋不少国家之ため奮力して社中一致之心ヲ傾ケ宜仕法有之ハ不憚可申談趣被仰渡候事

未十一月廿七日利金渡左二

入金貳百四拾兩

但身元金高千五百兩

未六月廿十一月迄六ヶ月分壹歩利足

同高五千兩

未九月廿十一月迄三ヶ月分同断

右之通御下ケ渡相成候事

未十二月廿三日

益金割渡左二

入金八拾四兩貳歩壹朱

残五百八拾四文

右者身元金六千五百兩分未六月迄同十一月迄所徳金割符下ケ渡相成候事

未十二月廿六日

今般為換会社日勤為御手当左二

一金五拾兩 御手当テ

一金三拾五兩 御心付

右之通被下置候事

十二月廿七日

口達

一來ル正月四日会社開ニ付酒盃致度候条第二字会社江向ケ不遅様御出(尊)

席可被成候

一出納寮御役員年頭為御祝何廻勤左二

與力町八番官宅

長谷川出納助殿

安堂寺町十二軒屋舖

長岡出納中属殿

寫町御拔すじ東江入

上田出納権少属殿

先者右至急可得御意候、以上

十二月廿七日 為換会社

宛社中一統

初発社中取結之後加入左二

巳十月加入

天満堀川 桜井屋 渋谷正十郎

長堀橋北詰東 忍屋 太田庄兵衛

同 三休橋 伊丹屋 村寫藤兵衛

瓦屋橋西詰 綿屋 脇田重五郎

右開商社頭取並并為換貸附方兼被仰付候事

巳十一月加入

玉造橋北詰南 播磨屋 日下萬兵衛

前同断

午正月加入

今橋御靈筋 米屋 殿村伊太郎

前同断

午十月加入

長堀茂左衛門町 泉屋 住友吉左衛門

右為換会社貸附方被仰付候事

右者为換会社創業以來今未十二月迄諸事用書取調如斯御座候也

未十二月晦日 懸り 専助

(裏表紙)



※原文に類出する「一統」の表記については、「一統」の文字が筆者の造字と
考えられるため、全て「一統」に修正した。

【解題】

一、はじめに

「通商司為換会社一件」は、当館所蔵の佐古慶三教授収集文書に含まれる錢屋（逸身家）に関する史料の一つである。逸身家は延享元年（一七四四）に開店し、後に大名貸を中心に家業を営んだ大坂の両替商である。

錢屋（逸身家）に関する研究は、既に逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 逸身佐兵衛』に詳細な成果がまとめられている。その中で、明治の中央集権体制が整う以前に新政府によってつくられた金融機関、通商司為換会社との関係については、幕末維新期の逸身家経営分析の視点から解説が加えられている。

一方で、当館所蔵の「通商司為換会社一件」^③は、同社創業以来、逸身家が大阪為換会社の社中として携わった内容をまとめた記録であり、社内の運営に関する一事例として、明治黎明期の金融政策について、具体的な証左を与えてくれる。そういった観点から、この史料について解説を試みたい。

二、「通商司為換会社一件」の形態と筆者

この史料の形態は縦帳で、縦二四・二cm、横十六・二cmあり、全一三三丁である。表紙に記載の通り、明治二年八月から同四年十二月までの記録である。末尾に

右者為換会社創業以来今未十二月迄諸事用書取調如斯御座候也

未十二月晦日

懸り 専助

とあり、為換会社創業以来、逸身家が関与した諸事を調べて書き取った覚書であることがわかる。

「懸り 専助」として署名のあるこの史料の筆者専助は、逸身家の別家衆の二代目笹部専助のことである。^④専助は天保八年（一八三七）に備後町に出店した支店^⑤である「備店」の奉公人で、この「通商司為換会社一件」をまとめた二代目専助も「備店」に勤めていた。「逸身家文書」に含まれる明治三年（一八七〇）三月朔日付の、為換会社廻章の内容を連絡する旨の「口上」は、本店から「備専助」に宛てられたものである。^⑥

為換会社創業当初の明治二年八月五日に次のような断書が主人佐兵衛の名前で通商司惣御組頭衆中宛に出された。

乍憚口上

一

私義

去ル三日從御載判所被召出通商司商社被為仰附候段奉畏、早速御局江出勤可仕筈候得共、兼而近眼之処先年来病氣後聞遠二相成、其上昨年来脚氣病相発答話対座不都合之儀に付乍憚当分手代専介ト申者私代勤被仰附被下候ハ、難有奉存候、尤本服次第出勤可仕候、此段御聞済程奉願上候、以上

つまり、佐兵衛はかねてからの近眼に加えて、年来の病気で耳が遠くなり、さらに前年脚氣を患って「答話対座不都合之儀に付」「手代専介」

の代勤を求めている。同年十二月二十日付の会社への届書によれば、

口上覚

一 佐兵衛義兼而病氣ニ付代専介相勤申度段、先達而御願奉申上候処、

御聞濟被為成下、則巳八月十六日今十二月廿日迄錢幣極印方江相

勤罷在候、此段書付を以奉申上候、以上

巳十二月

逸身佐兵衛

病氣ニ付代専介

両会社

惣頭取中

とあり、代勤が聞き届けられたことがわかる。これ以後ほぼ専助が主人佐兵衛の代わりに会社へ出勤している。

唯一、明治四年九月晦日に開商社で行われた、為換会社中の町人へ外国貿易奨励を説くための大坂府役員からの勸業説論の場に、「旦那様」は「専介」と同伴で出席している。⁽⁸⁾

三、「通商司為換会社」について

まず、表題の「通商司為換会社」について、新保博『日本近代信用制度成立史論』（有斐閣、昭和43年）を参考に、その概要をまとめてみたい。

明治二年（一八六九）五月を皮切りに全国の主要都市に発足した為換会社は、明治新政府の商業・金融政策において、通商司のもとで通商会社とともに両輪をなすもので、全国の商品流通機構の再編を行い、

政府の経済的基盤を確立することが、その設立趣旨であった。

従来の封建的商品流通体制を十分に掌握することができなかった商法司政策の破綻を受けて成立した通商司は、諸国産の商品流通と外国貿易の統制を任務とする通商会社と、通商会社の統制する全国商品流通機構に金融的基盤を提供することを任務とする為換会社によって構成される。

特に為換会社は、新政府の財源として発行し貸付けられた太政官札を基礎として為換札を発行し、これを仕入金として通商会社を介して傘下の商社に商品生産の前貸し資金として貸付けることを主要な任務とした。

したがって、為換会社は預金・発券・貸付・為替などの金融機能をあわせ持ったが、その中心をなすものは、発券と貸付であった。

発券は、為換札の発行を意味するが、政府財源の脆弱性を補うために、太政官札を元手として三都豪商の信用を背景に兌換券である為換札を発行し、貨幣流通量の拡大を図る必要があった。為換会社の社中では三都豪商であり、加入の際に自己資本から身元金と呼ばれる出資金を会社に入れていた。これが為換札の兌換券としての信用を担保している。

幕末期の商品流通機構の危機は、諸藩の専売制の実施と外国貿易の開始によってもたらされたという事実から、これらを統制・再編することが、新政府の流通政策の目標となった。そのため、諸藩の専売制

の基盤となった「国産会所」方式を全国的規模に拡大し、貢租米や諸藩国産品の生産引立資金として為換札を貸付け、従来の封建的商品流通の把握・統制を図ったのである。

四、「通商司為換会社一件」の内容

この史料は、明治二年（一八六九）八月に発足した大坂為換会社の業務内容について、社中であつた逸身家の視点から創業時より明治四年（一八七二）十二月までの経緯を記録したものである。

したがって、記載内容は経年的に綴られ、逸身家という一社中の関係性からではあるが、具体的な事例確認ができる。その内容について、役職・役割、社中加入、会社規則、出勤割当、出張、身元金・差加金・利足・手当・褒賞金等、業務内容、役員官吏、家督相続の九項目に区分して解説を加える。

①役職・役割

書面はまず、明治二年八月三日付の次のような会計官布達から始まる。

右通商司為換会社并

御貸附方頭取並申付

苗字帯刀差免候

銭屋佐兵衛

つまり、「通商司為換会社并御貸附方頭取並」の役職辞令とともに「苗

字帯刀」が許される。この時「頭取並」役職辞令を受けたのが、以下の四十人である。

千草屋平瀬宗十郎・平野屋高木五兵衛・辰巳屋和田久右衛門・鴻池屋井上市兵衛・嵩屋浅田市兵衛・加嵩屋長田作五郎・加嵩屋樋口重郎兵衛・銭屋木原忠三郎・銭屋逸身佐兵衛・豊嶋屋清海安五郎・天王寺屋大眉五兵衛・鴻池屋山中善五郎・近江屋津田休兵衛・枅屋山片平右衛門・天王寺屋敷清右衛門・鴻池屋草間伊兵衛・丹波屋由良七兵衛・洪賀屋辻忠右衛門・加賀屋池田四郎兵衛・松屋下村清兵衛・錫屋枚村庄太郎・布屋小西八右衛門・蒲嶋屋見市治郎吉・菱屋福田吉兵衛・熊野屋門田三郎兵衛・日野屋木村作五郎・袴屋原嘉助・伏見屋菅井三十郎・伊丹屋莊保勝藏・大黒屋榎本六之助・小橋屋平井四郎右衛門・扇屋上田利兵衛・桜井屋洪谷正三郎・河内屋山本亦三郎・銭屋高松張左衛門・大和屋村田亦兵衛・百足屋芝川又兵衛・西村屋西村七郎兵衛・布屋山口吉郎兵衛・加賀屋山田甚兵衛

この役職とは別に、社中各人には担当職務としての役割が与えられている。明治二年八月十二日付の役割取極には「写真方見張懸り」「写真張紙懸り」「金切手摺立見張懸り」「銭幣摺見張并白紙懸り」「銭札員数出入懸り」「銭幣極印懸り」という六つの役割が設けられ、逸身佐兵衛は「銭幣極印懸り」に名を連ねている。この役割は他の四〜七人の割当に比して人数が多く、十五人が担当している（後述の表1参照）。

次に掲載される役割は、同年十二月の「神戸為替会社」出張時の「為

替懸り・質物蔵掛」の役割である。これはこの出張時の暫定的なものである。

さらに翌明治三年（一八七〇）正月十二日には「錢幣極印方」より「金銭出納方」へ役替えとなり、「金銭出納懸り・附証文長持」の担当になる。この時、同列の役割としては、他に「貸附懸り・附諸鍵箱締」「諸方為替掛」「東京懸り」「西京懸り」「横濱懸り」「神戸懸り」「洋銀立合懸り・附諸鍵取締」「応接掛り・附諸相場聞合」という役割があった。

続いて同年二月二十九日には「錢幣目印押」のため出勤を命じられている。これは隠岐国へ持下る錢札のための押印業務で、「百文札令 壹貫文札迄取交」せて、「凡高廿万貫文」の押印が必要であった。これは、むしろ前役の「錢幣極印懸り」の残務に相当すると考えられるが、臨時的なものである。

ほどなく三月一日には、「応接掛り」を命じられる。しかし、三月二日に「錢幣目印押」のための印鑑を請取に為換会社に出向くと、次の申渡しがあった。

錢幣小印押二月廿九日今日々出勤之処、三月十四日限にて御用済ニ相成、翌十五日より応接掛相動可申之処、諸方為替方之内兩人東京江出張無人ニ付、為替請払助役被申渡候事

つまり、「錢幣小印押」の業務が三月十四日限りで御用済みになり、翌十五日から「応接掛り」を務めるべきところ、「諸方為替方」役のうち二人（大眉五兵衛・川渕庄三郎）が東京出張となり「為替請払助役」を申渡された。

同年四月に「為換掛り大眉代九蔵殿・川渕代長兵衛」が東京から帰坂したため、前役を退き、四月三日より「金銭出納懸り」を命ぜられたという記事が載り、非常にめまぐるしい役替えであった。

その後、雲州美保関為換会社への出張などを挟んで、翌明治四年三月一日から「諸方為替請払懸并錢相場立会見張掛り」を仰せ渡されている。

②社中加入

大坂為換会社の創設当初（明治二年八月三日）の社中（社員）については、前記の通り、四十人の「頭取並」とそれに先んじて拜命を受けた「惣頭取」六名の合計四十六名であったが、追って次の布達が出されている。

高麗橋三丁目 越後屋 三井元之助
同 壹丁目 蛭子屋 寫田八郎左衛門
上人町 井筒屋 小野善助

右今般願出之趣ニ依而通商司御貸附方総頭取被仰附候事

巳八月

この三井・小野・島田の三組は政府の為替方として、各地の通商会社・為換会社の創立に参画し、多額の出資を行っている。¹⁰⁾

さらに、同月二十五日、次の発令が出る。

紀伊国屋庄三郎

右通商局為替会社并通商会社頭取並申附苗字帯刀差許候事

巳八月 大蔵省通商司

山本屋檣次郎
佐渡屋傳兵衛

これによって、「紀伊国屋庄三郎」に「通商局為替会社并通商会社頭取並」が申付けられたことがわかる。

しかし、この史料の末尾に「初発社中取結之後加入」者が次のように列記されている。

巳十月加入

天満堀川 桜井屋 洪谷正十郎

長堀橋北詰東 総屋 太田庄兵衛

同 三休橋 伊丹屋 村寫藤兵衛

瓦屋橋西詰 綿屋 脇田重五郎

右開商社頭取並并為換貸附方兼被仰付候事

巳十一月加入

玉造橋北詰南 播磨屋 日下萬兵衛

前同断

午正月加入

今橋御靈筋 米屋 殿村伊太郎

前同断

午十月加入

長堀茂左衛門町 泉屋 住友吉左衛門

右為換会社貸附方被仰付候事

これによると、大坂為換会社発足以降、桜井屋洪谷正十郎・総屋太田庄兵衛・伊丹屋村寫藤兵衛・綿屋脇田重五郎・播磨屋日下萬兵衛・米屋殿村伊太郎・泉屋住友吉左衛門、合計七人の加入が認められ、紀伊国屋庄三郎の名前は確認できない。

③会社規則

大坂為換会社発足当初の明治二年八月五日、社中一同は中之島元商法会所総頭取詰所へ出向き、担当官山口五位殿（範造）より通商司規則の申渡しを受ける。¹¹⁾

その前文では、国内の融通に関する貸付・取立・貸借は当局に限るとし、仮に大名武家に至るまで返済不行届きの際は兵を以て国を取り上げるという強硬な姿勢を示している。この文言は廢藩置県への伏線を匂わせる。

以下、申渡し条文の概要を示しておく。これは後段の「通商会社規則」の内容と通じている。

・政府から何十万両という金額を貸附元金として渡すこと。具体的に
は、九月四日元建身元金の上納の際の但書に「官令元建三拾万兩御下ケ渡相成候事」とあり、政府より三十万兩の貸附元金下げ渡しがあったことがわかる。

・社中の銘々は分限に応じて身元金を差し出すこと。¹²⁾この身元金には一年一割の利足が付く。また身元金の利殖金は、三分の一を積み立て、三分の一は経費にあて、のこり三分の一は、身元金の金高に応

- ・ じて公平に配当すること。
- ・ 拝借金に対しては引当証拠品を出し、請人を二人立てること。
- ・ 貸附利足については一年一割五分の割合で月々納付すること。
- ・ 通商司組合については、十人一組として番を定めて、一ヶ月持ち切り（月番）で勤番すること。
- ・ 預り手形差出については、勝手次第とすること。
- ・ 通商司加入については、社中衆議の上決めること。
- ・ 金札（太政官札）不通用の場所があれば申し出ること。
- ・ 外国人取引の際には、いちいち通商司へ申し出て差函を受けてから取引をすること。
- ・ 外国人取引の代金として金銀やドルを受け取ったときは通商司へ持参して金札（太政官札）と引き換えること。
- ・ 外国人から品物を買取るときは、代金として金札（太政官札）でも正金であっても、通商司へ持参して通商司の手形と引き替えて取引すること。
- ・ 通商司の手形は、いつでも正金と引き替える切手であること。
- ・ 横浜にも通商司出張所を設けること。同様に箱館・新潟は東京府持ちで仕法を定めて出張所を設けること。
- ・ 大坂府でも同様に京都府商人に申し付けて取扱い、東京及び大阪両所の為換手形が差支えなく取り組めるようにすること。同様に神戸・長崎は大坂府持ちで仕法を定めて出張所を設けること。
- ・ 外国人へ金札（太政官札）は渡してはならないこと。
- ・ 外国人より大船や武器類など大金を要する品物を買入れの際は正金を持参し、そのうえで取引の次第を通商司へ報告すること。
- ・ 外国人に近在で十兩以上の直売りを行い、ドルや正金を受け取った時は、すぐさま通商司へ報告すること。
- ・ これを受けて同年八月十四日、正式に「通商会社規則」が申渡された。これは八月五日に山口五位殿（範造）より布達のあった通商司規則の内容を詳しく箇条書きに仕上げたものである。¹³⁾ 前記通商司規則と比較してみよう。
- ・ 通商司規則の「仮に大名武家に至るまで返済不行届きの際は兵を以て国を取り上げるといふ趣旨の文言は、第一条で「縦令諸侯并武家ニ至迄其領地収納等引当ニ差入候分相滞候共於官府嚴重之濟方申渡」と比較的穏当な表現に改まっている。
- ・ 以下、変更点を中心に見ていく。
- ・ 第三条では身元金差加について、利足は年一割という表現から、月一步に記載が変更になっている。また、第五条では差加金入用時の差戻し方について、手形引換によるとともに、三ヶ月以内の差戻し願いの場合は無利息になるといふ詳細な取り決めが追加されている。また利足の渡し方も年両度という表現から、六月・十一月両度という具体的な記載に変わっている。
- ・ 第九条では貸附金引当証拠物に関して、時価の半価より六七分での価格を上限として貸し出すという具体的なルールが設けられている。
- ・ 第十二条では貸附金利足についての記載があり、ここでも月一分五

厘と月割りでの記載に変わっている。また、返済期日についても一年を上限としている。もし一年を過ぎて返済のない場合は、引当品の入札売払いをやむなしとしている。

第十七条では通称局金利所得について、仮に一万兩の所得があった場合、内二百貫目は「国力積立備金」、また二百貫目は「局中諸雑用諸月給共」、残り二百貫目は「社中徳分として身元金高二応し割渡配分」と決められている。前記通商司規則では身元金利殖分の配分に関して類似の規則が決められていたが、少し割合が異なっている。

「外国人貿易取扱規則」については、第十九条で横浜貿易商人は全て通商会社社員になることを条件に定めている。この規定は前の通商司規則では見られない。

第二十一条では、貿易商人の売上金銀五十兩以上の場合や洋銀請取の場合は通商司へ差出し、引き換えを義務付けている。第二十三条では洋銀と金札との引替は、洋銀百枚につき一分銀三百十一の割合とすることを定めている。

④ 出勤割当

社中の出勤に関しては、詳細な割当が記されている。まず、明治二年八月八日付けで翌九日から十七日までの出勤当番が記されている。内容は各日十二人一組で、日替わりになっている。面々は全て頭取並のメンバーであり、組み合わせも同一ではない。逸身は九日と十四日の二日間の当番に当たっている。

表1 明治2年8月12日付 通商局出勤役割

写真方見張懸り	長田作五郎 上田利兵衛	原 嘉助	山中善五郎
写真張紙懸り	木原忠三郎 池田四郎兵衛	杵村正太郎	門田三郎兵衛
金切手摺立見張懸り	高木五兵衛 榎本六之助	藪 清右衛門 西村七郎兵衛	村田亦兵衛
錢幣摺見張并白紙懸り	和田久右衛門 福田吉兵衛 山田甚兵衛	辻 忠右衛門 山本亦三郎	見市治郎吉 莊保勝蔵
錢札員数出入懸り	浅田市兵衛 三井元之助 高松張左衛門	大眉五兵衛 小野善介	津田休兵衛 由良七兵衛
錢幣極印懸り	平瀬宗十郎 清海安五郎 山片平右衛門 平井四郎右衛門 渋谷正三郎	井上市兵衛 樋口重郎兵衛 下村清兵衛 小西八右衛門 山口吉郎兵衛	逸身佐兵衛 草間伊兵衛 木村作五郎 菅井三十郎 芝川又右衛門

この間に「通商局出勤役割」の通知があった。十二日のことである。内訳は表1のとおりで、各日二人ずつ出勤をすることになっている。

この表では、逸身佐兵衛は「錢幣極印懸り」である。この懸りは十五人と人数が一番多く、逸身は十六日に出勤当番が当たっている。

八月二十日付の廻章では、錢幣極印懸り十五名の八月二十一日から九月二十六日までの休日当番の取り決めが通知される。逸身は九月朔日の当番に当たっている。

さらに、八月二十九日の廻章では、九月二日から同月十三日までの「極印掛出勤并泊番日割」が通知され、逸身の出勤は三・五・十日の三日間、泊番は一・九日の二日間であった。

これ以後、同年十一月の「神戸為替会社出張日限取極」や出張明け十一月二十・二十八日の泊番の通知、翌明治三年二月二十九日からの「錢幣目印押出勤」の臨時出勤に関する記載はあるが、出勤割当としての記事は見当たらない。

出勤割当は大坂為換会社の濫觴期における特化的措置であったのだろう。

⑤出張

この史料には、明治二年十一月からの「神戸為替会社」と明治三年九月からの「雲州三保関為替会社」への二つの出張に関する記事があり、いずれも笹部専助が代理で出向いている。

「神戸為替会社」への出張は、次のような割当になっていた。

十一月十五日	逸身代	十二月朔日	藪代
十二月朔日迄	専介	同十五日迄	次介
十二月十五日	樋口代	正月朔日	平瀬代
午正月朔日迄	政七	同十五日迄	友七
正月十五日	見市代	二月朔日	山片代
二月朔日迄	七郎	同十五日迄	善次郎
二月十五日	南山中代	三月朔日	高松代
三月朔日迄	伊太郎	同十五日迄	木兵衛

山中善右衛門代草尾可兵衛、高木五兵衛代清兵衛、浅田市兵衛代甚三郎の三人が先に詰合せており、専助は十一月十三日に安治川口から蒸気船に乗って出発する。この時他に惣頭取中原代勤榎谷助七が同乗していた。十三日の十二時に「神港会社」に到着し、十五日に社中勤定仕上についての引継ぎを完了する。

この神戸為替会社での役割は「為替懸り・質物蔵掛」で「大為替」の役附であった。同じ「大為替」として、中原代勤榎谷助七は「金銭出納懸り」を担当した。他に「商算懸り」「売込引取・相場掛」「応接懸り・質物見聞」「書記方」「金改役」「小買物方」「手板役・但異人江諸品」「売込引取直段」「取調運上所江届掛り之事」「目利役」という役職があり、京阪の商人と地元商人で混成されていた。

十二月一日には兵庫為替会社が開局し、神戸会社詰合一統が祝賀に出向いている。

専助は十二月二日、大坂為換会社から到着した三井代勤河村雄次郎

に翌日早朝から業務の引渡しを行い、翌四日に帰坂している。五日に大坂為換会社へ届けを出し、七日から通常通り「極印方」へ出勤した。

「雲州三保関為替会社」への出張は、実に翌明治三年九月四日から明治四年（一八七二）二月二十一日までの六ヶ月間に及んだ。これは「長田作兵衛殿代勤栄田熊次郎并ニ為替会社附属和田良之介」両人の交代として依頼があったもので、当初は遠路であることと「愚母病中之趣ヲ以」専助は出張を断っていたが、惣頭取中が言うには、各地に出張所がありそれぞれ順番に出張をしている。他の者は他所へ出張して間がないので、早々には頼みがたく、また強いて断つても今後はいずれ回ってくるし、今後どこへ出張を申付けられても仕方がないので、かえって迷惑をかけるやも知れないと強く諭された。惣頭取衆は、通常は六ヶ月詰め切りのところ、今回受けてもらえば三ヶ月で早々交代を差し出すとも言っている。八月上旬より再び談判に及んで、止むを得ず八月二十二日にこの出張を引き受ける。

この時、雲州三保関為替会社社中である柏屋重兵衛が大坂へ唐物品々の買入れに来ていたので、同人の用事が済み次第同道出立の手筈となった。

当日「柏屋重兵衛并附属吉田暁之介・小使為介メ四人」で出発し、同日は西宮で一泊する。十三日によく因州米子に到着し、翌十四日伯州境鼻まで行き、そこから船で同夜三保関柏屋重兵衛浜に到着する。

十五日に前役栄田熊次郎・和田良之介の案内で会社へ出勤し社中総

出の出迎えを受ける。同会社は「美保ヶ関中小路田中屋為介と申二階取繕ひ開局」した間借り社屋で、旅宿は「三保関明神の社内神主之持屋敷飯宅」であった。同地は雲伯の境にあり家数二百五十軒ほどしかないが、「渡世船宿屋商人向多く、殊之外繁栄成場所ニ有之候」とその地勢を記している。

社中は二十五軒の商人で構成され、通商司役員芝山通商少佑が当時在勤していた。

社屋・旅宿とも間借りでは不都合のため、新社屋建築の段取りとなる。新社屋は十二月五日上棟式を行い、十二月二十一日には旅宿も引き払い、新社屋の二階に移る。

しかし、この出張は当初三ヶ月の約束で十一月中には交代のつもりであったが、「当今会社追々盛大之姿ニ付今篤与規則談事度趣を以」社中一統からしばらく在勤を求められ、仕方なく帰坂延期となり、結局当初の予定通り六ヶ月近い出張期間となった。

この出張記録には「為換会社勘定仕上ケ取調書」が残っている。

これによれば、大坂為換会社繰込金・美保関并松江社中身元金・商社貸并引当貸出金による元建が合計「金六万六百五拾八両壹歩、永五拾八文四分」あり、対する支出が「諸方荷物預り為替会社合貸高」として「金五万三千百十四両貳歩壹朱、永五十貳文壹分」。差引「金七千五百四十三両貳歩三朱、永六文三分」を「官札三千五百両貳歩三朱」と「金券四千四十三両、永六文三分」で分け持っている。

益金は「諸方貸出金利足并徳益請取高」として「金四千百卅八両壹

歩一朱、永四十五文九分」で、対する支出が「大坂為替会社繰込金庚午九月夕辛未正月迄利足」として「金貳千八百九十六兩貳分」と、「三保関并松江社身元金利足」として「金五百九拾三兩貳歩、永五拾文」。差引「金六百四十八兩壹歩、永五十八文四分」の差益となる。

これを「国力積立金通商司納」「諸雜用并月給」「身元金高二応之割渡」の三ツ割にして、それぞれ「金貳百拾六兩壹朱、永四十四文三分」となっている。

専助は、「出張入費為御手当」として、金百兩を受け取っているが、これはおよそ二百日分の日当に当たる。

⑥身元金・差加金・利足・手当・褒賞金等

ここでは身元金・差加金・利足・手当・褒賞金等の具体的な収入・支出に関する記載を追ってみた。

明治二年八月十四日に「正猪御引替」に関する御達が出される。正猪とは為換会社が発行する兌換券である為替札を指すものと思われる。為替札発券のためには、信用の基礎となる正金が必要であり、身元金調達を申付けたところ一定の納付があり、残り高のうち千五百兩以下の分は、しばらく猶予する旨の通知である。

八月二十四日には惣頭取の長田作兵衛より、身元金差出しについて、九月二日までに書付で申し出るよう申渡しがあつた。これに対して銭屋佐兵衛は、九月二日に金千兩（四百兩当時納、六百兩十二月納）の請書を提出する。

翌日九月四日に請書の通り、身元金納付について会社から御達しがあり、同日当時納の四百兩を上納し、代わりに為替会社の証券を受け取っている。

同日付の廻章によれば、惣頭取以下の席順（職位）は、身元高に応じて決められるとしている。逸身家に関しては、残り六百兩を十二月に納付予定で、それ以上の出精は時勢柄、繰合いが付きかねるので、翌年三四月頃にまた納めたいと言葉を濁している。

同年十一月二十五日に為換会社から身元金利足の支払いがあり、金十二兩を受け取っている。これは九月から十二月まで三ヶ月分の利足にあたる。つまり、一割の年利（四十兩）の十分の三である。

逸身家は、年内の身元金納高の残り六百兩は、十二月二十日に納付が完了し、代わりに証券を受け取り、翌日頭取中へ書面をもって、予定の身元金を遅まきながら納付完了した旨を報告している。その中でこれ以上の金額は工面が困難である旨を申し出ている。

同年十二月二十一日には、「錢幣極印方御挨拶」として、専助が金二十兩を金券で受け取っている。同様の挨拶金は翌年二月二十七日にも金七兩二歩が下賜された。

翌年正月五日には、調達金出精の御賞金として、金五千疋を下賜された。

また、出勤中の御手当米の配給も行われる。明治三年五月に、一人前一日につき白米一升分、錢一貫二百五十文建（金二種定）を東京表会社の規則に則って渡された。

また、八月二十六日には、身元金百両につき二両一歩、永十九文七分九厘七毛の割で利益金の割私があり、入金合計が、金二十二兩二歩三朱、永十文四分七厘六毛であった。これは初発から明治三年七月までの分である。

同日にはまた、身元金の差加えについて長文の談書が出される。これによれば、世上の贖金の憂いによって金券の人氣が出て、過当な発行となつて空券同様である。今後正金引替を乞われると、その裏付けがないと差し支えるので、空券の引き上げとともに身元金の増加を促している。

これに対して、同月二十九日に逸身家は金五百兩の増加を九月納の予定で申し出、九月二日にこれを納めて預り証券を受け取る。

さらに十一月二十七日には、身元金利足として、九十兩を受領する。これは、先納の千兩に対する六月から閏十一月までの七ヶ月分の一分利足と後納の五百兩に対する九月から閏十一月までの四ヶ月分の一分利足の合計額である。

また、十二月二十一日には、七月以降の益金割私があり、金二十八兩三朱、錢二十文を受け取る。これは高千五百兩分の身元金に対する七月から十一月までの配当金である。専助は三保関為換会社へ出張中であり、代わりに、同じく逸身家別家衆の一人である清兵衛が受取りに出向いた。この時他に日勤御手当金として金五十兩、日勤御心附として金三十兩も受け取る。

翌明治四年（一八七二）六月七日には、身元金利と前年十一月以

降の益金割私があった。まず、身元金千五百兩に対する前年十二月から明治四年五月までの一分利足として金九十兩、そして前年十一月から明治四年五月までの益金割として金十九兩三歩二朱、錢百三十四文の下げ渡しを受けている。

同年七月四日には、日勤御手当金五十兩と御心附金三十兩をもらう。この時期、会社初発から同年七月までの社中身元金取調が行われた。その詳細が（頁数）に掲載されている。一万兩以上の高額出資者は次のとおりである。

山中善右衛門（三万兩）、廣岡久右衛門（三万兩）、

長田作兵衛（三万五千兩）、殿村平右衛門（三万兩）

石崎喜兵衛（三万兩）、中原庄兵衛（三万兩）

三井元之介（二万兩）、畠田八郎右衛門（二万兩）

小野善介（二万兩）、平瀬龜之介（二万兩）

高木五兵衛（一万兩）、長田作五郎（一萬兩）

同年八月二十九日に逸身は、さらに金五千兩の身元金増納を申し出る。

同年十一月二十七日には、身元金利足の支払いがあり、金二百四十兩が下げ渡された。これは同年六月から十一月まで六ヶ月分の身元金千五百兩に対する一分利足と、同年九月から十一月までの三ヶ月分の身元金五千兩に対する一分利足の合計額である。

同年十二月二十三日には身元金合計六千五百兩に対する同年六月から十一月までの益金割私として八十四兩二歩一朱、五百八十四文の下げ渡しを受けた。

また、十二月二十六日には日勤御手当として金五十両、御心附として金三十五両を受け取っている。

⑦業務内容

ここで特記すべき業務内容に関する記事について紹介したい。まず、逸身が錢幣極印懸りを担務していた時期の記録として、明治二年八月一日からの錢幣発行に関する記事である。これは八月二十七日の廻章として掲載され、貨幣見本として、社中一統金五両まで引換えて旨が通知された。大坂為換会社發券業務の新たな一歩として注目しておきたい。

次に明治三年二月十五日の記事であるが、この日から金券・錢券の製造見合わせが民部省から布達される。發券業務の転機を示す記事である。さらに、二月二十二日には、「今日限錢幣掛惣御用仕舞二相成、依而暫時出勤ニおよひ不申事」とあり、「錢幣掛」の幕引きが宣告される⁽¹⁾。明治新政府は通商司政策を通じて、封建的領有体制における諸藩の經濟状況を新政府の統制下に掌握できつつあり、翌明治四年七月の廢藩置県に向けた中央集権体制の基礎を確立して、次の政策的段階へ移行する。

そして、翌明治四年三月の「新貨幣御造鑄ニ付通商御司江願出」(新古通用金御引換御用取扱仰付願)や同年四月上旬の「通商司御役員佐畑権大丞殿からの御達」につながっていく。

「通商司御役員佐畑権大丞殿からの御達」の内容は、為換会社の發

券に対する兌換準備率の嚴格化をはじめとする緊縮である。具体的には、金券に変えうる準備正金高の積み増しと、引換監視・貸金抵当品取扱や貸金返済期限の嚴格化、社中身元金の加増などである。これによって、為換会社の發券機能の縮小が顕著となり、その信用基盤を揺るがす制約を受ける。

そして、同年七月五日には通商司廃止に関する太政官布達が出され、その事務は大蔵省に引き継がれた。

⑧役員官吏

この史料には必要に応じて役員官吏に関する記載があるので、参考までに表2にまとめた。

⑨家督相続

この史料に掲載されている逸身家の家督相続は、五代目佐兵衛(諱は「寶備」^{たかぶ}、一八三八―一九〇三)への相続を指し、この相続は慶応二年(一八六六)から明治四年の長期間にわたるものであった。長引いた理由は、廢藩置県前の明治政府の中央集権体制が整う以前の出来事で、支配的側面で丁内以外に御館人となっている藩ごとに家督相続の承認を得る必要があったからである。逸身家文書には「寶備家督一件諸事控」と題する当該相続関連史料がある。その中で逸身家が名代及び蔵元を務めた高鍋藩への明治二年の届出記録には「今般以朝命通商司御用懸り被為仰付奉蒙苗名帯刀御免難有奉存候」と通商司御用懸

表2 「通商司為換会社一件」掲載役員官吏一覧

記事掲載年月	所 在	官吏氏名	備 考
明治2年12月28日	今橋加作次方旅宿	山口民部大丞	年始御祝詞
	老松町花屋旅宿	加賀民部大丞	
	梶木町千草宇方旅宿	加藤大佑	
	唐金橋北詰西角	小野大佑	
明治3年正月	過書町魚棚西江入旅宿	山口大丞	民部省御役員廻礼
	高麗心齋ばし西江入	吹田権正	
	北濱元相場所	三好権正	
	安土町中橋東江入	小森権正	
明治4年7月23日	過書町壺丁目角	長谷川権正	出納司役員
	淡路町浪花橋南江入	上村井権大佑	
	安堂寺町十式軒屋敷	長岡権大佑	
	過書町境すじ西江入	原田権大佑	
	近江町松屋町東江入	藤田権大佑	
	京町堀三丁目中程西江入	高木権大佑	
	安堂寺町十二軒屋敷	佐藤少佑	
	東與力町十三ばん官宅	山内少佑	
	今橋心齋橋東江入	豊田少佑	
	與力町八ばん官宅	山中少佑	
	高麗橋西詰南江入	清水権少佑	
	北津屋町御抜筋西江入	神田権少佑	
	安堂寺町十二軒屋敷	丹羽大令史	
	鈴木町東十三軒屋敷	大山大令史	
	與力町八ばん官宅	中川大令史	
	内平の町神明前東	玉置大令史	
	天満天神前東	上田大令史	
		本尾善作	附属
		大石與一	附属
明治4年12月27日	與力町八番官宅	長谷川出納助	出納寮御役員年頭御祝詞
	安堂寺町十二軒屋舗	長岡出納中属	
	鳶町御抜すじ東江入	上田出納権少属	

りを拝命し、苗名帯刀が許された事実が記されている。¹⁵⁾

この史料では明治四年四月十日に為換会社総頭取中宛に届書が出されたことが記され、為換会社より松魚料として金千疋、樽料として金二千疋の到来があり、ため金百疋を返している。また、内祝いとして為換会社総頭取はじめ社中六十四軒に赤飯重を差し出している。さらに、社内所属小使十一名には赤飯料として金百疋ずつを贈り、他にも門番など六人へも赤飯料として金五十疋ずつを渡している。

これらは、社中の福田吉兵衛家家督相続の前例に倣って取り計らったと記されている。

最後に、この史料の解説にあたり、大阪歴史博物館寄託逸身家文書を参照したこと、また、その閲覧に際して所蔵者の逸身喜一郎氏にご快諾をいただき、同館学芸員島崎未央氏にご配慮いただいたことを記し、感謝の意を表したい。

注

- (1) 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商逸身佐兵衛』東京大学出版会、二〇一四年。
- (2) 前掲書『両替商逸身佐兵衛 2 逸身家文書研究』一七八頁。
- (3) 佐古慶三教授収集文書、F-10-41。
- (4) 前掲書『両替商逸身佐兵衛 1 四代佐兵衛評伝』二四八頁。
- (5) 本店は石灰町にあった。
- (6) 史料の内容は為換会社内の職務や出勤順番を記したもので、これを主人佐兵衛の代理で為換会社に出勤していた専助に通知するための書状。

大阪歴史博物館寄託逸身家文書(3-37-3)。

- (7) 「通商会社は、会社を誘導する通商司の名と混同されることが屢々あったため一時商社と改名したが、又明治三年八月四日に商社を改めて、開商会社と称した。更に其の翌年四月三日に開商社と改名し、解散迄其の名を変更しなかったやうである。」(菅野和太郎『日本会社企業発生の研究』経済評論社、昭和四一年、一五一頁)。

- (8) この時の記録には、「総頭取始代勤共不残出席」という但書がついている。また、この時点での「旦那様」は五代目佐兵衛であり、為換会社加入当初の病気がちの四代目佐兵衛ではない。

- (9) 惣頭取の山中善右衛門・廣岡久右衛門・長田作兵衛・殿村平右衛門・石崎喜兵衛・中原庄兵衛については、六月八日に東京で辞令を下付されている(前掲『日本会社企業発生の研究』一四六頁)。また、大阪歴史博物館寄託逸身家文書「乍憚口上」(3-39-4)によれば、このとき「頭取並」とは別に「頭取」という職位が記されているが、「通商司」が為換会社一件においては、「頭取」という職位の区分は記載されていない。

- (10) 前掲『日本近代信用制度成立史論』二二頁。

- (11) この時、逸身佐兵衛は、既に病気を理由に名代を立てている。この時名代を立てたのは、他に井上市兵衛・和田久右衛門・樋口重郎兵衛・由良七兵衛・下村清兵衛・見市治郎吉・門田三郎兵衛・上田利兵衛・高松張左衛門の十人である。

- (12) 社中はこのように身元金の差出を義務付けられたが、身元金に応ずる土地・屋敷の沽券状を身元金引当のために提出することが要求された。すなわち、土地所有者でないものは為換会社の社中とはなりえなかった(前掲『日本近代信用制度成立史論』六〇頁)。

- (13) 早稲田大学図書館には、「通商司為替会社規則」と題する文書資料(大隈文書)が所蔵されており、早稲田大学古典籍データベースで公開されている。内容を比較すると条文が前後したり、分割掲載されている部分があるが、ほぼ一致する。

(14) 末岡照啓「大阪為替会社・通商会社の設立・解散と広瀬宰平―近代住友の金融業へ及ぼした影響―」(住友史料館『住友史料館報』第五一号、令和二年) 二二頁には、次のように記されている。

銭券は少額紙幣の民部省札が発行されたため、その必要性がうすらぎ、明治三年三月七日に引き替え布告がなされ、同年九月限りで銷却された。

前掲『日本会社企業発生史の研究』二〇二―二〇三頁にも、同内容の既述がある。

(15) 「寶備家督一件諸事控」は、大阪歴史博物館寄託逸身家文書(4-10-2)であり、その内容については、拙稿「〔史料紹介〕「寶備家督一件諸事控」」(『大阪商業大学商業史博物館紀要 第十六号』大阪商業大学商業史博物館、二〇一五年)にまとめた。

